



ようこそ和泉市へ！



このガイドは、和泉市に来られた外国人の方々が、日常生活で不便や困難を感じないように、日常生活に役立つ情報を掲載したガイドブックです。和泉市での生活にお役に立てることを願っています。

市の面積 84.98 km²

市の人口 186,775 人 (2016 年 11 月末現在)
世帯数 77,015 世帯



市の木 くすのき

友好姉妹都市 和歌山県かつらぎ町
中国江蘇省南通市
米国ミネソタ州ブルーミントン市



市の花 すいせん

和泉市日本語サロン

日本語や日本での暮らしについて、楽しく学んでみませんか。参加費は無料です。

木曜日：午後 7 時～8 時 30 分 フューチャー和泉 3 階集会室

金曜日：午後 6 時 30 分～8 時 和泉シティプラザ 3 階学習室

参加したいときは、和泉市人権・男女参画室に連絡してください。

和泉市人権・男女参画室 ☎0725-99-8115

大阪生活必携

日本での生活に関する一般的な情報や、大阪府内で共通する情報などは、外国人のための生活ガイド「大阪府生活必携」で見ることができます。

あわせてご覧になることをおすすめします。

大阪生活必携 URL <http://www.ofix.or.jp/life/guide.html>

公益財団法人大阪府国際交流財団 ☎06-6941-2297

市内地図と公共交通機関



目 次

1	緊急のとき	5
1-1	事件・事故 (☎110)	
1-2	火事・急病・事故 (☎119)	
1-3	急病・けが (1.急病・けがのときの電話相談、2. 泉州圏の小児科救急診療)	
1-4	災害 (台風/地震) (1.台風、2.地震、3.非常用持出品、4.お役立ち情報)	
1-5	地震・災害情報を伝える放送機関	
1-6	いざというときの連絡先 (1.災害伝言ダイヤル、2.災害用伝言板、3.緊急連絡先)	
2	くらしの手続き	12
2-1	各種手続き (1.住民登録、2.住民票の写し、3.外国人登録原票に係る開示請求、4.印鑑証明)	
2-2	マイナンバー制度	
2-3	証明書のとり方 (1. 証明書の種類と手数料、2.休日・時間外交付、3.郵送で証明書を取りたいとき、4.住民票等のコンビニ交付サービス、)	
2-4	在留カード (1.在留カードの交付、2.特別永住者証明書・在留カードの更新、3.特別永住者証明書・在留カードの再発行、4.在留資格の変更、5.一時出国、6.資格外活動許可)	
2-5	結婚	
2-6	離婚	
2-7	死亡	
3	健康と医療・年金	27
3-1	医療機関 (1.ことば、2.受診の手順、3. 外国語のわかる病院)	
3-2	急病・けが (1.急病・けがのときの電話相談、2.救急車を呼ぶ、3.救急・応急診療、4.泉州圏の小児科救急診療)	
3-3	医療費助成(1.医療費助成制度)	
3-4	医療保険(1.医療保険の種類、2.国民健康保険、3.後期高齢者医療制度、4.医療保険が適用されないもの、5.医療費の自己負担、6.高額療養費、7.第三者行為による傷病について)	
3-5	特定健康診査および各種検診等	
3-6	介護保険	
3-7	国民年金 (1.加入対象者、2.給付を受けるとき、3.社会保障協定について、4.脱退一時金、5.問い合わせ先)	
4	労働・税金・外国送金	40
4-1	仕事をさがす (1.ハローワーク、2.大阪外国人雇用サービスセンター3.資格外活動許可)	
4-2	労働 (1.労働条件、2.労働に関する基準、3.労働基準監督署、4.労働災害、5.雇用保険 6.相談窓口)	
4-3	税金 (1.税金を納める方法、2.税の種類 3. 納税相談、4.口座振替、5. 銀行・外国送金)	
4-4	軽自動車・バイクなどの各種手続き	
4-5	市税の証明 (1.各種証明書、2.コンビニ交付サービス、3.電話予約による時間外交付サービス)	

目次

5	暮らしと住まい	49
5-1	住宅を探す (1.公営住宅、2.その他公的住宅、3.民間賃貸住宅、4.契約する時に必要なお金の例、5.外国人世帯への入居サポート)	
5-2	引っ越しと帰国 (1.以前住んでいた所での手続き、2.新しい場所での手続き、3.帰国するとき、4.転出チェックシート)	
5-3	水道・電気・ガス (1.水道、2.電気、3.ガス)	
5-4	情報・通信 (1.テレビ、2.ラジオ、3.インターネット、4.電話、5.国際電話のかけ方、6.新聞・雑誌、7.手紙や荷物を送るとき)	
5-5	ごみ (1.ごみの出し方、2.分別の種類、3.臨時ごみ)	
5-6	飼い犬の登録	
5-7	暮らしのマナー (1.日本人とのつきあい、2.近所づきあい)	
6	妊娠・子育て・学校	65
6-1	妊娠したら (1.各種サービス、2.他市から転入された妊婦の方)	
6-2	赤ちゃんが生まれたら (1.各種届出、2.両親ともに外国籍の場合、3.乳児健診・相談)	
6-3	予防接種	
6-4	子育ての相談・支援窓口	
6-5	特定不妊治療費助成	
6-6	保育園・認定こども園・幼稚園 (1.保育園・認定こども園、2.幼稚園 3.一時預かり、4.病児・病後児保育、5.ショートステイ・トワイライトステイ)	
6-7	小学校・中学校 (1.義務教育、2.義務教育以降、3.重国籍児童の小学校入学、4.転校の手続き、5.留守家庭児童会(仲よしクラブ)、6.就学が困難なとき、7.日本語サポート、8.小・中学校多言語情報、9.市内小・中学校・義務教育学校一覧)	
7	交通	81
7-1	交通機関(1.電車(JR・私鉄・地下鉄)、2.路線バス、3.タクシー、4.交通機関での落とし物)	
7-2	自転車	
7-3	運転免許(1.外国免許証から日本免許証への切り替え、2.外国免許証の翻訳、3.日本での運転ルール、4.日本の運転免許の新規取得)	
8	困ったときは(1.生活に困ったとき、2.弁護士に相談したいとき)	85
9	各種連絡先	86

1 緊急のとき

1-1 事件・事故 (☎110)

- ・事件や事故にあったときや目撃したとき → 110番に電話
- ・泥棒に入られたとき → 現場をそのままにして110番に電話
- ・交通事故にあったとき → すぐに110番に電話し、相手の名前、住所、電話番号、車のナンバーなどを確認します。

負傷者がいれば救護し、救急車を呼ぶ必要があれば、電話で119番に通報します。

保険会社や加害者に損害賠償を請求するためには、事故証明書が必要です。

110番に電話すると警察官が次のような質問をします。

質問にはゆっくり、はっきり答えてください。

①「何がありましたか？」

⇒ 事故（交通事故）・事件（強盗など）

②「どこでありましたか？」

事故・事件が起きた場所、目標となる建物など

⇒ ○○駅前の道路で、など

③「いつごろありましたか？」

⇒ 事故・事件が起きた時刻

④「犯人の特徴は？」

⇒ 性別・人相・服装など

⑤「今、どうなっていますか？」

⇒ 被害の状況、現在の様子

⑥「あなたの名前と、連絡のとれる電話番号は？」

110番は公衆電話から無料でかけられます

受話器を上げて「110」をダイヤルするか、電話機前面に赤いボタン（SOS）があれば押してから、「110」をダイヤルしてください。

緊急以外の問い合わせは和泉警察署へ ☎0725-46-1234

1 - 2 火事・急病・事故 (☎119)

■火事するとき

- ・火事になったらすぐに近所の人に大声で知らせ、119番に電話してください。
- ・建物内に火災報知器（非常ベル）があればすぐにボタンを押してください。
- ・火や煙の回りが速いときや、天井に火が燃え移ったときは、すぐに安全な場所に逃げてください。

■急病・事故のとき

突然の病気やけがで緊急性があるとき、119番に電話して救急車を呼ぶことができます。電話、救急車の利用は無料ですが、病院での治療費は必要です。

119番に電話すると次のような質問をされます。

質問にはあわてず・落ち着いて・ゆっくり・はっきり答えてください。

①「こちらは和泉市消防本部です。火事ですか、救急ですか？」

火事 ⇒ 「火事です。」

急病・事故 ⇒ 「救急です。」

②「消防車／救急車が向かう住所を教えてください」

火事が起きている場所／急病人・けが人がいる場所

③「近くに何か目印となる建物はないですか？」

⇒ ○○小学校の前です、など

【火事するとき】

④「何が燃えていますか？」

⑤「逃げ遅れた人はいますか？」

⑥「あなたの名前を教えてください」

【急病・事故のとき】

④「どなたがどうしましたか？」

⑤「出血はありますか？」

⑥「男性ですか、女性ですか？」

⑦「年齢は？」

⑧「あなたのお名前を教えてください」

119番は公衆電話から無料でかけられます

受話器を上げて「119」をダイヤルするか、電話機前面に赤いボタン（SOS）があれば押してから、「119」をダイヤルしてください。

位置情報通知システム

和泉市の消防では、固定電話・IP電話、GPS機能をオンにした携帯電話（※）から通報を受ければ自動的にその場所が分かる「位置情報通知システム」を採用しています。

※周辺状況により正確な位置が通知されない場合がありますので、住所は必ず伝えて下さい。

1-3 急病・けが

1. 急病・けがのときの電話相談（無料）

◎緊急時は迷わず119番へ！

突然の病気やケガで病院へ行くべきか、救急車を利用すべきか、どのような応急処置をするべきか迷ったとき、医師、看護師、相談員がアドバイスや医療機関の案内をします。

救急安心センターおおさか (24時間、365日)	☎#7119 または 06-6582-7119
小児救急電話相談 (20:00~翌朝8:00、 365日)	☎#8000 または 06-6765-3650

※「急に顔や手足が動きにくくなった」、「言葉がしゃべりにくい」、「これまでに経験したことがない頭痛」は脳卒中の可能性があるので、すぐに救急車（☎119）を呼んでください。

※「20分以上続く、胸が締めつけられるような痛み」は心筋梗塞が疑われますので、すぐに救急車（☎119）を呼んでください。

2. 泉州圏の小児科救急診療

(2017年3月現在)

曜日	医療機関	診療時間	電話番号
月	岸和田徳洲会病院	午後6時30分~翌午前7時	072-445-9915
火	和泉市立病院	午後5時15分~翌午前6時	0725-41-1331
水	泉大津市立病院	午後7時~翌午前6時	0725-32-5622
木	市立岸和田市民病院	午後5時~翌午前6時	072-445-1000
金	市立貝塚病院	午後5時30分~翌午前5時30分	072-422-5865
土	岸和田徳洲会病院	午後11時30分~翌午前5時	072-445-9915
	泉大津市立病院（第1・3週）	午後11時~翌午前6時	0725-32-5622
	和泉市立病院（第2・4・5週）	午後11時~翌午前6時	0725-41-1331
	阪南市民病院（第5週）	午後11時~翌午前6時	072-471-3321
日	りんくう総合医療センター （第2・4週）	午後11時~翌午前6時	072-469-3111
	市立岸和田市民病院	午後11時~翌午前6時	072-445-1000

※年未年始は異なります。

※時間や場所が変更となる場合がありますので、受診前に確認してください。

※和泉市立病院が当番の火曜日が祝祭日の場合は午後11時からとなります。

土	泉州北部小児初期救急広域センター	午後5時~10時	072-443-5940
日・祝日 年未年始	泉州北部小児初期救急広域センター	午前9時~正午	
		午後1時~4時 午後5時~10時	

場所：岸和田市荒木町1-1-51

1 - 4 災害（台風／地震）

1. 台風

台風は7月から10月頃にかけて発生する暴風雨のことです。

■被害の可能性

- ・風に飛ばされたり、物に当たりけがをする
- ・雨による土砂崩れ、洪水
- ・家屋の浸水や停電
- ・電気で水道の給水ポンプのモーターを動かしている建物は水が出なくなる

⇒ 台風がくることは気象情報で予測できますので、気象情報に注意してください。

■台風に備える

- ・ラジオ・テレビなどからの気象情報に気を配り、台風がいつどこを通るかを知っておく
- ・雨風が強くなったら屋外には出ない
- ・飲料水、非常食品、懐中電灯、携帯ラジオなど非常用持出品を入れたバッグを準備する
(非常用持出品については次ページ参照)
- ・近くの避難場所を知っておく

2. 地震

日本は世界でも地震の多い国です。地震になると、地面が大きく揺れ、家具が倒れたり、家屋が倒壊する被害がでることもあります。また、場合によっては津波を引き起こすこともあります。

■地震が起きたら

- ①家や建物の中にいたら
 - ・テーブルなどの下に隠れて落ちてくるものから身を守ります
 - ・揺れがおさまってからガスコンロ、ストーブなどのすべての火を消し、ガスの元栓を閉めてください
 - ・屋外に通じるドアを開け、出口を確保します
 - ・エレベーターを使ってはいけません
- ②外にいたら・・・落下物から頭を保護してください。ブロック塀のそばや軒下などの場所に立たないでください。建造物のない広場など安全なところに避難してください。
- ③自動車を運転していたら・・・あわてずにゆっくりと安全を確認しながら、車を道の端に寄せて停車します。一度揺れが終わっても余震が発生する場合がありますので注意してください。

■日ごろの備え

- ・家具や本棚などには転倒防止用の金具などを取り付けてください。
- ・花瓶や割れやすいものを棚や寝室の枕元に置かないでください
- ・飲料水、非常食品、懐中電灯など非常用持出品を入れたバッグを準備してください
(非常用持出品については次ページ参照)

3. 非常用持出品

緊急時に備えて非常用持ち出し品をそろえ、いつでも持ち出せるようにしましょう。両手が自由になるリュックサックが最適です。重さの目安は、男性15kg、女性10kgです。

<input type="checkbox"/> 飲料水（1人3リットル/日）	<input type="checkbox"/> 非常食（3日分）	<input type="checkbox"/> 常備薬、持病薬
<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、ローソク
<input type="checkbox"/> 予備電池、充電器	<input type="checkbox"/> ライター、マッチ	<input type="checkbox"/> 各種アウトドア用品
<input type="checkbox"/> 軍手・手袋	<input type="checkbox"/> 衣類、下着	<input type="checkbox"/> タオル
<input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ
<input type="checkbox"/> 生理用品	<input type="checkbox"/> ベビー用品	<input type="checkbox"/> 介護用品
<input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> 筆記用具	<input type="checkbox"/> 洗面用品
<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> パスポート、在留カード	<input type="checkbox"/> カード、免許証
<input type="checkbox"/> 保険証、医療証	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 通帳
<input type="checkbox"/> ラップ、アルミホイル	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード
<input type="checkbox"/> 水を使わないシャンプー	<input type="checkbox"/> ヘルメット	<input type="checkbox"/> 毛布、寝袋

4. お役立ち情報

■外国人の方向けプッシュ型情報配信アプリ「Safety tips」

日本国内における災害情報を自動でお知らせするスマートフォン用多言語対応アプリです。地震・津波に関する情報収集、災害時のコミュニケーション手段の入手、現在地からの移動ルートの検索など、災害時に役立つさまざまな機能や情報が搭載されています。

【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語

【提供 OS】Android 4.0 以降、iOS 7.0 以降

右の QR コードを読み込めば、ダウンロードできます。



Android 用



iPhone 用

■避難場所

避難場所とは、災害時に避難する場所です。あらかじめ自分の住む地域の避難所を確認しておきましょう。

あなたの地域の避難所は：

1 - 5 地震・災害情報を伝える放送機関

<テレビ>

NHK 総合テレビ 2 CH

NHK ワールドテレビ (衛星放送 : BS 1、BS プレミアム)

各放送局、ケーブルテレビ (株式会社ジェイコムウェスト和泉・泉大津局)

<ラジオ>

FM COCOLO : 76.5MHz (多言語)

FM NHK : 88.1MHz

AM NHK 第 1 : 666kHz

AM NHK 第 2 放送 : 82.8kHz (多言語)

<インターネット>

総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/index.html>

気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

日本政府観光局 <https://www.jnto.go.jp/jpn/>

NHK ワールド・デイリーニュース <http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/index.html>

おおさか防災ネット<PC 用> <http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html>

<携帯電話用 URL>

(日本語版) <http://www.osaka-bousai.net/mobile/pref/index.html>

(英語版) <http://www.osaka-bousai.net/mobile/en/pref/index.html>

(中国語版) <http://www.osaka-bousai.net/cn/pref/index.html>

(韓国・朝鮮語版) <http://www.osaka-bousai.net/ko/pref/index.html>

(ツイッター版) https://twitter.com/osaka_bousai (@osaka_bousai)

下の QR コードからもご利用頂けます。



日本語版



英語版



中国語版



韓国・朝鮮語版



ツイッター版

<携帯電話専用災害通知メール>

緊急速報エリアメール NTTdocomo

<http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/aremail/>

緊急速報メール au by KDDI

<http://www.kddi.com/business/mobile/solution/kinkyu-sokuho/>

緊急速報メール SoftBank

http://mb.softbank.jp/mb/service/urgent_news/

1-6いざというときの連絡先

1. 災害伝言ダイヤル（☎171）

大きな災害が起きた場合に、安否等の情報を、電話を使って音声で登録・確認できるシステムです。メッセージは1件30秒までで48時間保存できます。通話料金が必要です。

【伝言を録音するとき】

☎171 → 1 → 電話番号を市外局番から入力 → 1 → メッセージを録音 → 9

【伝言を再生するとき】

☎171 → 2 → 電話番号を市外局番から入力 → 1 → メッセージを聞く → 9

2. 災害用伝言版web171 ※【対応言語】英語、中国語、韓国・朝鮮語

インターネットを利用して、安否情報を確認する「web伝言板」です。

URL <https://www.web171.jp> へアクセスするか「web171」で検索

↓
伝言を登録する被災地の方などの電話番号を市外局番から入力

↓
説明に従い登録・確認

※パソコン、スマホ、携帯電話等で利用できます。（一部の機種では利用できません）

3. 緊急連絡先

連絡先		電話番号
警察（交通事故・犯罪などの緊急時）		110
和泉警察署		0725-46-1234
消防（火災・救助・救急）		119
和泉市消防本部		0725-41-0119
和泉市		0725-41-1551
大阪府		06-6941-0351
和泉市立病院		0725-41-1331
和泉保健所		0725-41-1342
休日応急診療（咲花病院）		0725-55-1919
泉州北部小児初期救急広域センター		072-443-5940
和泉市	水道料金に関すること	0725-99-8149
上下水道部	漏水修理	0725-55-1441
NTT（固定電話の故障）		113 または 0120-444113
NTT（電話の新設・移転・各種相談）		116 または 0800-200016
NTT 災害用伝言ダイヤル（災害時限定）		171
関西電力 岸和田営業所		0800-777-8025
大阪ガス	総合受付	0120-3-94817
お客さまセンター	ガスもれ専用	0120-3-19424
大阪管区气象台（気象に関すること）		06-6949-6304
災害情報自動案内		0180-997-099
消費に関するトラブル相談		0725-47-1331 または 188

2 くらしの手続き

2-1 各種手続き

1. 住民登録

2012年7月9日に外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法と出入国管理及び難民認定法の一部が改正されました。

特別永住者の方のほか、中長期在留者の方（永住者、留学、日本人の配偶者等、定住者など3カ月を越えて日本に適法に在留する方）は、住民票に記載される対象者です。

入国や出生、引っ越しなどの際には、住民登録の手続きが必要です。

こんなとき	届出期間	届出窓口	必要なもの※
国外からの転入	入国した日から14日以内	新住所地の市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> ・全員のパスポート（入国の日付のあるもの） ・家族で来日した場合は、本国の行政機関が発行した家族関係（続柄）が分かる証明書とその日本語訳 ・全員の在留カード又は特別永住者証明書
市外からの転入	転入した日から14日以内	新住所地の市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書（前市区町村役場で発行） ・全員の在留カードまたは特別永住者証明書 ・全員のマイナンバーカード（住民基本台帳カード）または通知カード（交付を受けたことがある人のみ） ・届出人の本人確認できるもの（運転免許証、パスポート等） ・届出人の印鑑
国外への転出	転出予定日の30日前から	住所地の市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> ・全員の在留カード又は特別永住者証明書 ・全員のマイナンバーカード（住民基本台帳カード）または通知カード
市外への転出	転出予定日の30日前から 転出後14日以内	住所地の市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> （交付を受けたことがある人のみ） ・届出人の本人確認できるもの（運転免許証、パスポート等）
市内での転居	転居した日から14日以内	住所地の市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の印鑑

※住民異動の届け出の際、世帯構成に変更がある場合には、原則として、本国の行政機関が発行した家族関係（続柄）が分かる証明書とその日本語訳が必要となりますので、ご注意ください。

和泉市市民室

☎0725-99-8118

和泉シティプラザ出張所

☎0725-57-6610

2. 住民票の写し (P15～「2-3 証明書のとり方」も参照)

和泉市内に住民登録されている方の証明です。世帯全員の証明や一部の方のみの証明を取ることができます。

住民票の写しは、氏名、生年月日、性別、住所を証明します。世帯主の氏名、世帯主との続柄及び本籍・筆頭者、個人番号（マイナンバー）は、記載するかどうか選択することができます。外国人住民の方の住民票は、国籍、特別永住者又は中長期在留者等の区分、在留資格、在留期間、在留カード等の番号も希望により証明できます。

手数料 1通 300円

必要なもの 在留カード又は特別永住者証明書。代理人が請求するときは、委任状と代理人の本人確認ができるもの

和泉市市民室 ☎0725-99-8117

和泉シティプラザ出張所 ☎0725-57-6610

3. 外国人登録原票に係る開示請求

外国人登録法が廃止されたことに伴い、市区町村で保管されていた外国人登録原票は法務省に送付されました。これまでの外国人登録原票記載事項証明書に代わる証明として「住民票の写し」を発行することができますが、外国人登録原票に記載されていた過去の居住地や家族事項などの証明は住民票の写しには記載されません。外国人登録原票の記載事項が必要になった場合は法務省に請求してください。

■外国人登録原票に係る開示請求

法務省入国管理局出入国管理情報官付出入国情報開示第二係

☎03-3450-6311

4. 印鑑証明 (P15～「2-3 証明書のとり方」も参照)

印鑑登録は自分だけの印鑑を登録することで、印鑑登録証明書はその印鑑が登録されたものであることを証明します。登録された印鑑と印鑑登録証明書があれば、間違いなく本人の意思表示であるとされ、日本では不動産の登記や契約証書作成などの重要な手続きに使われています。和泉市に住民登録をしている15歳以上の人は印鑑登録をすることができますが、外国文字で表された印鑑についてはご相談ください。

手数料 1通 300円

必要なもの 印鑑登録証（カードが必ず必要です）

和泉市市民室 ☎0725-99-8117

和泉シティプラザ出張所 ☎0725-57-6610

2-2 マイナンバー制度

2015年10月以降、日本に住民票のある外国人（中長期在留者、特別永住者等）にもマイナンバーが記載された通知カードが送付されています。税や社会保障の手続きで必要になるマイナンバーを証明する大切な書類ですので、大切に保管してください。

希望によりマイナンバーカードの交付申請をすれば、2016年1月以降、マイナンバーが記載された写真付きマイナンバーカードを受け取ることができます。番号と身元が1枚で確認できるカードなので、マイナンバーに関係する各種手続きや公的な身分証明書として広く活用できます。また、証明書のコンビニ交付や e-Tax などの電子申請に必要な電子証明書が標準で搭載されています。ただし、在留カードや特別永住者証明書の代わりになるものではなく、カードの有効期限は申請者の在留資格等の区分により異なります。

<問い合わせ先>

○マイナンバー総合窓口：☎ 0120-95-0178（日本語）

○マイナンバー制度に関すること：☎ 0120-0178-26

（英語、中国語、朝鮮・韓国語、スペイン語、ポルトガル語）

○通知カード・マイナンバーカードに関すること：☎ 0120-0178-27

（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）

平日：9：30～20：00

土日祝日：9：30～17：30

内閣官房 [URL](#)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/otherlanguages.html>

■ マイナンバーカードの申請・受取り

・郵送申請の場合

送付されたマイナンバー通知カードに同封されている交付申請書に顔写真を貼り付け、必要事項を記入し、同じく同封されている返信用封筒（差出有効期間が平成29年10月4日になっている場合でも、平成31年5月31日まで切手を貼らずにそのまま使用することができます）に封入すれば、郵送で申請できます。

・WEB申請の場合

スマートフォンなどで顔写真を撮影し、専用WEBサイトから申請情報を送信できます。

・受取り

申請後、はがきで交付通知書が届けば、必要書類を持って和泉市役所市民室に来てください。本人確認を行いますので、必ず本人が窓口にお越しください。

[手数料](#) 初回は無料

[必要なもの](#) 交付通知書（はがき）、在留カード又は特別永住者証明書、通知カード、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

和泉市市民室 ☎0725-99-8117

2 - 3 証明書のとり方

1. 証明書の種類と手数料

各種証明書	窓口・郵送での発行手数料	郵送請求	コンビニ交付・発行手数料
住民票の写し	300円	○	200円
除住民票の写し	300円	○	不可
住民票記載事項証明書	300円	○	不可
戸籍の附票の写し	300円	○	200円
戸籍謄本・戸籍抄本	450円	○	350円
除籍謄本・除籍抄本	750円	○	不可
原戸籍謄本・原戸籍抄本	750円	○	不可
戸籍届出の記載事項証明書	350円	○	不可
印鑑登録証明書	300円	×	200円
身分証明書	300円	○	不可
独身証明書	300円	○	不可
電子証明書（再発行）	200円	○	不可

2. 休日・時間外交付

平日の9:00～17:15に和泉市役所市民室や和泉シティプラザ出張所、各サービスセンターに来られないときは、下記でも証明書の交付を受けることができます。

場所	対応日時	取扱証明書
和泉シティプラザ出張所 ☎0725-57-6610	第2日曜日 午前9時～正午	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・住民票記載事項証明書 ・印鑑登録証明書 ・戸籍謄本、戸籍抄本 ・戸籍の附票写し
	平日（月曜日～金曜日） 午後5時15分～午後8時	
和泉市役所市民室 ☎0725-99-8117	第4日曜日 午前9時～正午	
和泉府中駅前いずみの国 観光おもてなし処 ☎0725-99-8117 (問い合わせは市民室)	平日（年未年始除く） 正午～午後8時	

3. 郵送で証明書を取りたいとき

【必要なもの】

申請書 (①)、切手を貼った返信用封筒 (②)、本人確認書類のコピー (③)、手数料 (④)

① 申請書

【共通の記載事項】

- ・ 必要な証明の種類と通数
- ・ 申請者の住所と氏名
- ・ 請求対象者との続柄 (本人であれば「本人」と記載してください)
- ・ 電話番号 (9:00~17:15に連絡がつく電話番号・携帯電話可)

【各証明書の記載事項】

各種証明書	申請書の記載内容 (必ず書いてください)	可能な範囲で書いてください
住民票の写し	1.世帯全員の証明か、世帯一部の証明か A:世帯全員 ⇒ 住所、世帯主氏名 B:世帯一部 ⇒ 住所、必要な人の氏名 2.「本籍・筆頭者」・「世帯主・続柄」の記載が必要か否か (分からない場合は使用目的を詳しく書いてください)	
住民票記載事項証明	1.世帯全員の証明か、世帯一部の証明か A:世帯全員 ⇒ 住所、世帯主氏名 B:世帯一部 ⇒ 住所、必要な人の氏名 2.「本籍・筆頭者」・「世帯主・続柄」の記載が必要か否か (分からない場合は使用目的を詳しく書いてください)	
除住民票の写し	1.当時の住所・氏名・生年月日 2.「本籍・筆頭者」・「世帯主・続柄」の記載が必要か否か (分からない場合は使用目的を詳しく書いてください)	どんな内容を証明したいのか(どこの住所からどこに変わったか、死亡事実を証明したいなど)
戸籍附票の写し	戸籍附票に記載されている全員か、一部の証明か A:全員 ⇒ 本籍・筆頭者氏名 B:一部 ⇒ 本籍・筆頭者氏名・必要な人の氏名	どんな内容を証明したいのか(どこの住所からの記載が必要か)
戸籍謄本・戸籍抄本	謄本が必要か、抄本が必要か A:謄本 ⇒ 本籍・筆頭者氏名 B:抄本 ⇒ 本籍・筆頭者氏名・必要な人の氏名と筆頭者との続柄	どんな内容を証明したいのか(誰と誰の関係を証明したいのか、誰の結婚前の戸籍が必要かなど)
除籍謄本・除籍抄本 改製原戸籍謄本 改製原戸籍抄本	謄本が必要か、抄本が必要か A:謄本 ⇒ 本籍・筆頭者氏名 B:抄本 ⇒ 本籍・筆頭者氏名・必要な人の氏名と筆頭者との続柄	どんな内容を証明したいのか(死亡事実、出生時からのすべての戸籍、兄弟姉妹関係の証明等)
身分証明書	本籍・筆頭者氏名・必要な人の氏名と筆頭者との続柄	

② 返信用封筒

お手持ちの封筒に、送付先住所と氏名を書いて、郵送料分の切手を貼ってください。

■ 郵送料

・ 郵送料は、定型サイズの封筒で普通郵便の場合は、82 円切手を貼ってください。

・ 速達を希望される場合は、280 円分の切手を貼って、返信用封筒に

「速達」 と赤字で、日本語で記入してください。

・ 請求する証明書の通数が多い場合や、戸籍謄本等の在籍者が多い場合は、切手を同封してください。（不要な場合、お返しします。）

■ 郵送で請求できない証明書

印鑑登録証明書、広域交付住民票、電子証明書は郵送で請求することができません。

③ 本人確認書類のコピー

申請者のマイナンバーカード・パスポート・在留カード・特別永住者証明書などのコピーを一部、同封してください。

代理人が請求する場合は、本人からの委任状が必要です。第三者申請の場合は、別途資料が必要な場合がありますので、事前に電話で問い合わせてください。

④ 手数料

手数料（P15 参照）は、郵便局の定額小為替で用意してください。証明書を何通かまとめて請求される場合は合計額の為替でかまいません。

切手・証紙・印紙・現金では取り扱いできません。

【送付先】 〒594-8501 和泉市府中町2-7-5 和泉市役所 市民室市民担当 または 郵送請求担当
--

※郵送申請は、市民室のみで取り扱っています。

和泉市市民室 ☎0725-99-8117

4. 住民票等のコンビニ交付サービス

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード（P14 参照）があれば、全国の大手コンビニエンスストアで、住民票、印鑑証明、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票、また所得・課税証明書を取得できます。

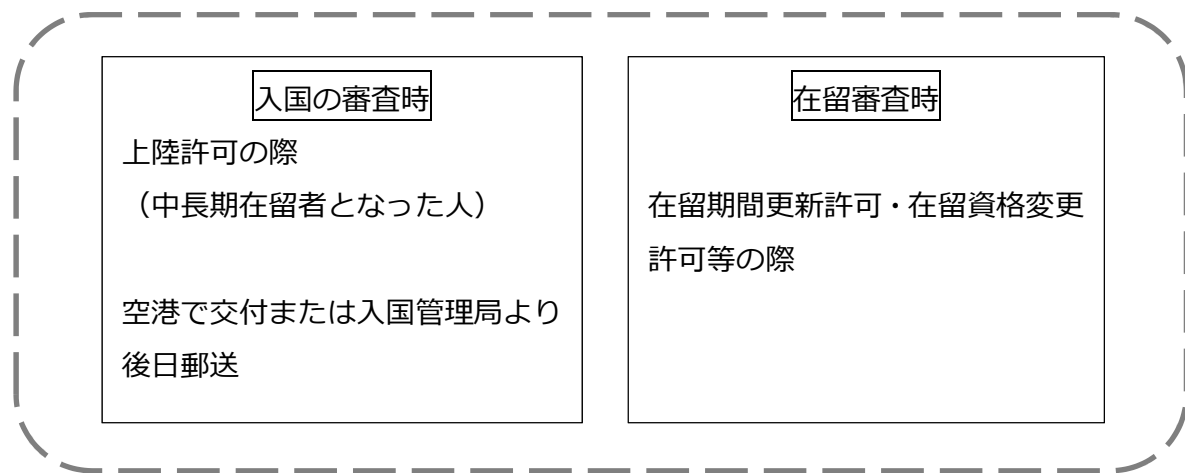
【取得できる時間】 8：00～22：00（所得・課税証明書は6：30～23：00）

2-4 在留カード

在留カードは、入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人に交付されます。在留カードを交付される「中長期在留者」とは、次のいずれにもあてはまらない人です。

- ① 3か月以下の在留期間が決定された人
- ② 短期滞在の在留資格が決定された人
- ③ 外交または公用の在留資格が決定された人
- ④ ①～③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

1. 在留カードの交付



在留カードは新規に上陸許可を受けた場合、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの時に交付されます。

⇒ 在留カードはいつでも携帯しなければいけません。警察官などから提示を求められた場合は、見せる必要があります。ただし、16歳未満の方は在留カードをいつでも携帯する必要はありません。

2. 特別永住者証明書・在留カードの更新

在留資格の種別	対象者	有効期間	申請期間	必要なもの
特別永住者	16歳以上	旧特別永住者証明書の有効期間満了後の7回目の誕生日まで（みなし特別永住者証明書の場合は最後に確認を受けた日から7回目の誕生日まで）	有効期限の2か月前～有効期限	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート ・特別永住者証明書 ・写真1枚（横3cm×縦4cm）
	16歳未満	16歳の誕生日まで	有効期限の6か月前～有効期限	
特別永住者以外	市役所では手続きができません。 在留カードの更新は入国管理局で手続きを行ってください。 【問合せ】外国人在留総合インフォメーションセンター ☎0570-013904 または ☎03-5796-7112 大阪入国管理局（大阪市住之江区南港北1-29-53） ☎06-4703-2115			

3. 特別永住者証明書・在留カードの再発行

在留資格の種別	申請期間	必要なもの
特別永住者	紛失がわかった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート ・写真1枚（横3cm×縦4cm） ・遺失物届出証明書 ※16歳未満の人は写真不要
特別永住者以外	市役所では手続きができません。在留カードの再発行は入国管理局で手続きを行ってください。 【問合せ】外国人在留総合インフォメーションセンター ☎0570-013904 または ☎03-5796-7112 大阪入国管理局（大阪市住之江区南港北1-29-53） ☎06-4703-2115	

4. 在留資格の変更

あなたが今許可されている在留資格での活動と異なる在留資格での活動を行う場合、在留資格の変更を申請します。一旦日本を出国することなく、別の在留資格に変更することができる制度です。

必要書類は変更しようとする在留資格により異なりますので、外国人在留総合インフォメーションセンターに問い合わせてください。

外国人在留総合インフォメーションセンター（入国管理局）

☎ 0570-013904

IPフォン・PHS・海外からは ☎03-5796-7112

月～金の平日 8:30～17:15

5. 一時出国

みなし再入国許可および再入国許可があれば、再入国の際、新たにビザを取得する必要はありません。

■みなし再入国許可

有効なパスポートおよび在留カードまたは特別永住者証明書を所持する方が、一時的に日本を出国し、再入国する場合は、出国後1年以内（特別永住者の方は出国後2年以内）（※）であれば、原則として再入国許可を取得する必要はありません。

⇒（※）出国前の在留期間が1年未満の場合は、その在留期限までに再入国してください。また、みなし再入国許可の有効期間を海外で延長することはできません。有効期間を超えると在留資格が失われ、入国するために新たな査証が必要となります。

■再入国許可

有効なパスポートおよび在留カードまたは特別永住者証明書を所持する方が、在留期限内に1年以上（特別永住者の方は2年以上）出国する場合は、再入国許可を取得してください。有効期間の上限は5年です。特別永住者の方の再入国許可の有効期限は6年になります。

必要書類

- ① 再入国許可申請書（入国管理局の窓口にあります）
- ② 在留カードまたは特別永住者証明書
- ③ パスポート
- ④ 収入印紙 3,000 円分（1 回許可）もしくは 6,000 円分（数次許可）

6. 資格外活動許可

あなたが与えられている在留資格の活動で許可されていない仕事をするると不法就労となります。たとえば、留学生がアルバイトをする場合には、この「資格外活動許可」が必要です。実際にあなたがアルバイトなどを始める前に入国管理局で許可を受けてください。

新規に入国する人で、「留学」の在留資格が決定された人（ただし、3か月を超える在留期間が決定された方のみ）には、入国時の空海港で「資格外活動許可」を申請することができます。

必要書類

- ① 資格外活動許可申請書
- ② 在留カード
- ③ パスポート
- ④ 活動の内容を証明する文書

■在留カードの申請、在留資格の変更、在留期間の更新、再入国許可、資格外活動許可

大阪入国管理局

所在地：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-29-53

☎06-4703-2100

■帰化申請

大阪法務局国籍課

所在地：〒540-8544 大阪市中央区谷町2-1-17、大阪第2法務合同庁舎

☎06-6942-1484

■在留手続等の相談・案内

外国人在留総合インフォメーションセンター（入国管理局）

☎0570-013904

IPフォン・PHS・海外からは ☎03-5796-7112

月曜日～金曜日の平日 8:30～17:15

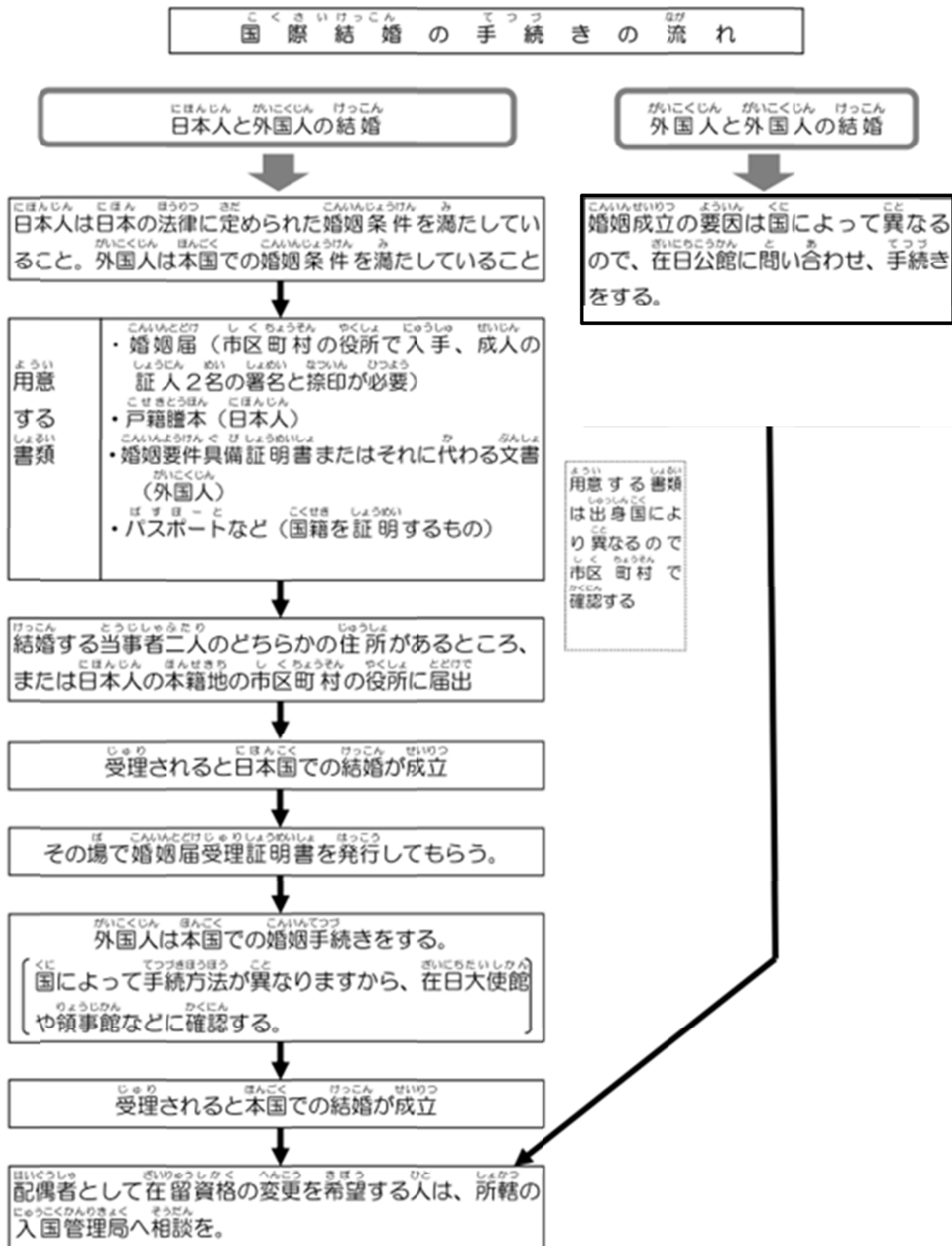
対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語

E-Mail info-tokyo@immi-moj.go.jp

対応内容：入国・在留などの一般的な手続きに関する問い合わせ、出入国管理行政に関する意見・要望

対応言語：日本語、英語

2 - 5 結婚



和泉市市民室

☎0725-99-8119

和泉シティプラザ出張所

☎0725-57-6610

■日本人と外国人の結婚

和泉市市民室	☎0725-99-8119
和泉シティプラザ出張所	☎0725-57-6610

日本で日本人と結婚する場合、市役所市民室に届け出を行います。日本人は、日本の法律で定められた結婚の条件を、外国人はその国の結婚の条件をすべて満たさなければいけません。以下の書類が必要です。

- ① 戸籍謄本または抄本（日本人）
- ② パスポート（国籍を証明するもの）
- ③ 自国の大使館または領事館発行の婚姻要件具備証明書やそれに代わる文書（日本語で作成されていないものには訳者の住所氏名捺印のある訳文の添付が必要です。）
- ④ 婚姻届（窓口にあります。届出には20歳以上の証人2名の署名、捺印が必要です。また届書は日本語で記入しなければなりません。）

⇒日本で成立した結婚は本国への届け出も必要です。その際には「婚姻届受理証明書」が必要になるので、届出をした市役所で発行してもらってください。本国への手続きは国により異なりますので、自国の大使館や領事館（P90～参照）で確認してください。

結婚は届書が受理された日から有効となります。

■外国籍の人同士の結婚

夫婦ともに外国籍の場合は、結婚に必要な要件や手続きが国によって異なりますので、それぞれの本国の在日大使館または領事館（P90～参照）にお問い合わせください。

■在留資格の変更

日本人と結婚して日本人の配偶者として在留資格を変更する場合、また外国人同士の結婚でも、配偶者としての在留資格へ変更する場合、下記の外国人在留総合インフォメーションセンターで問い合わせてください。

■在留カード記載内容の変更

結婚で名前が変更する場合は入国管理局へ、また住居地に変更があれば市役所市民室へ変更を届け出ることが必要になります。

■その他の変更

結婚すると税金、年金、健康保険、職場での手当の面で今までの取り扱いとは異なる場合がありますので、勤務先の担当者に相談してください。

外国人在留総合インフォメーションセンター（入国管理局）

☎0570-013904

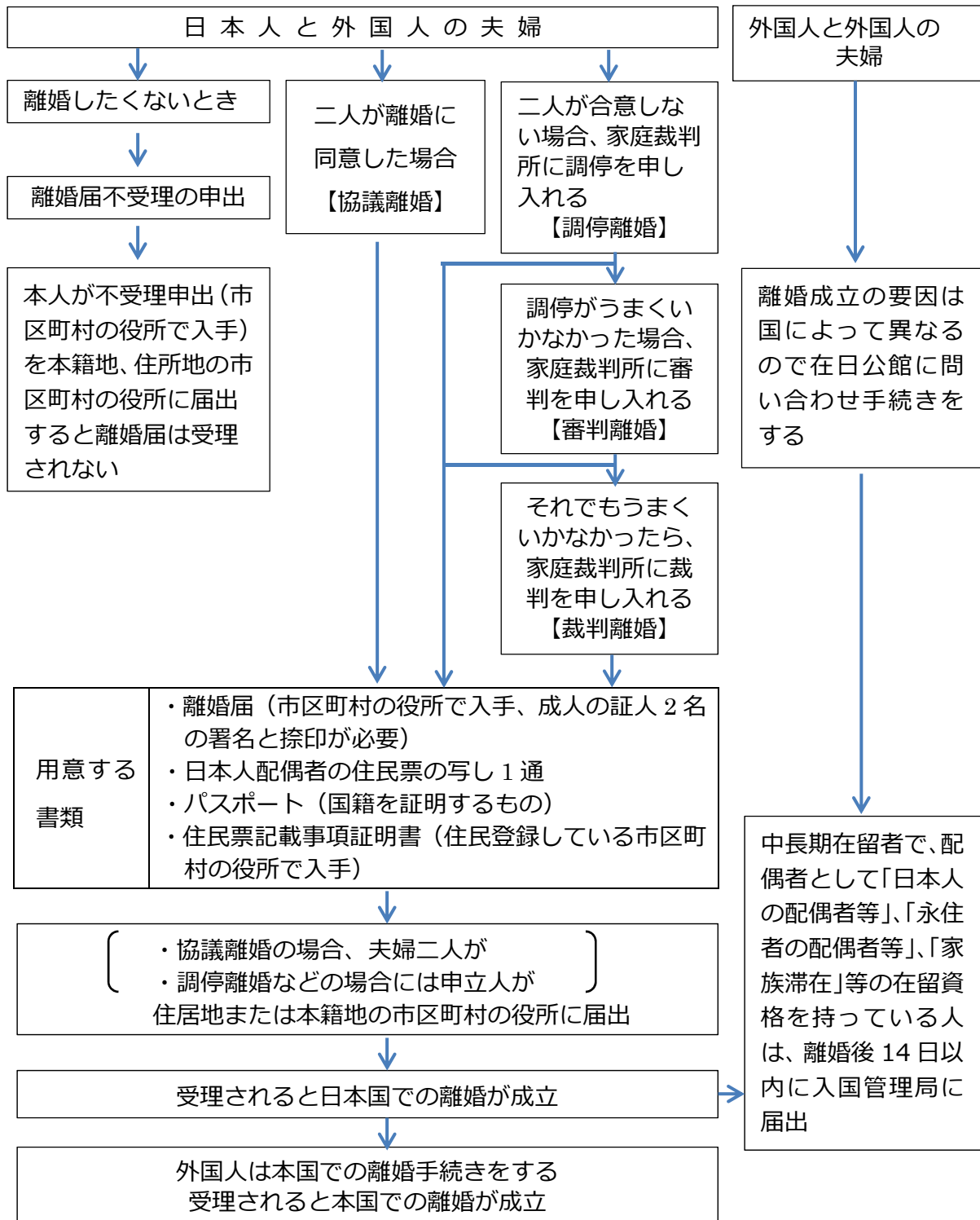
IPフォン・PHS・海外からは ☎03-5796-7112

月曜日～金曜日の平日 8:30～17:15

対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語

2-6 離婚

国際結婚の場合の離婚手続きは、法律関係が複雑な場合があります。日本での手続きで離婚が成立しても、あなたの本国では有効と認められないことがあります。ここでは、日本の法律で離婚する手続きについての一般的な説明にとどめます。



和泉市市民室 ☎0725-99-8119
和泉シティプラザ出張所 ☎0725-57-6610

■離婚するとき

和泉市市民室 ☎0725-99-8119

和泉シティプラザ出張所 ☎0725-57-6610

夫婦のどちらか一方が、日本に居住する日本人であり、夫婦両方が離婚することを同意すれば、日本の法律により離婚することができます。日本では夫婦が離婚に合意のうえ離婚届を市役所市民室に提出し、受理されることで成立する「協議離婚」、家庭裁判所が関与して成立する「調停離婚」、「審判離婚」、「裁判離婚」があります。日本でだけ離婚手続きをして、本国の離婚手続きをしていないと、本国では結婚が続いていることになっていることもあり、トラブルの原因になりますので、本国でも離婚を成立させる手続きを行ってください。

夫婦ともに外国籍の場合は、離婚に必要な要件や手続きが国によって異なりますので、それぞれの本国の在日大使館や領事館に問い合わせてください。(P90～参照)

■離婚をしたくないとき

あなたが、日本人の配偶者から望んでいない離婚を迫られている場合、相手が勝手に離婚届に署名して市役所に提出されると、離婚が成立することがあります。それを防ぐためには、日本人配偶者の本籍地、または住居地の市役所に離婚届の不受理申請を提出しておくが良いでしょう。この申請をしておく、あなたが「協議離婚」に応じない限り、調停や裁判手続きなしに一方的に離婚されることはありません。ただし、この制度は夫婦ともが外国籍の場合は適用されません。

■離婚後の在留資格

あなたが、日本人の配偶者としての在留資格で滞在している場合、また、外国人の配偶者として「永住者の配偶者等」や「家族滞在」などの在留資格で滞在している場合、離婚すると14日以内に配偶者に関する届出を入国管理局へ行きます。

「家族滞在」などで在留している人や、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の在留資格で在留している人が、配偶者としての活動を6か月以上行わないでいると、在留資格の取消しの対象になります。在留資格の変更をしないと、続けて日本に滞在できないことがありますので、各種相談窓口や下記の外国人在留総合インフォメーションセンターに問い合わせてください。

■登録事項の変更

離婚で、名前が変更する場合は、入国管理局に変更届け出をします。また、住居地を変更する場合は市役所市民室に届け出が必要です。

外国人在留総合インフォメーションセンター（入国管理局）

☎ 0570-013904

IPフォン・PHS・海外からは ☎03-5796-7112

月曜日～金曜日の平日 8:30～17:15

対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語

2-7 死亡

■死亡届

外国人の方が、日本の国内で死亡した場合も、日本人と同様、日本の法律によって市役所市民室に届出なければなりません。日本では、死亡の確認は、どんなに明らかな場合でも原則として日本の医師免許を持った医師か監察医しかできません。医師による死亡確認後、死亡診断書を作成してもらい、この診断書を添えて死亡地または届出人の住居地の市区町村の担当に提出してください。

死亡した人の本国での手続きや、本国への遺体移送が必要な場合は、在日大使館や領事館(P90~参照)で確認してください。

和泉市市民室 ☎0725-99-8120

和泉シティプラザ出張所 ☎0725-57-6610

■各種手続き

手続き	届出期間	必要なもの	取扱窓口	担当窓口
死亡届	7日以内	・届出書 ・死亡診断書	市民室 和泉シティプラザ出張所	市民室 ☎0725-99-8120 和泉シティプラザ出張所 ☎0725-57-6610
在留カード等返却	14日以内	※在留カード等	下記を参照	
健康保険からの脱退	14日以内	国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証 *社会保険の加入者は、加入している健康保険へお問い合わせください。	和泉シティプラザ出張所 【国民健康保険】 保険年金室 国民健康保険担当 【後期高齢者医療制度】 保険年金室 高齢者医療担当	【国民健康保険】 保険年金室 国民健康保険担当 ☎0725-99-8128 【後期高齢者医療制度】 保険年金室 高齢者医療担当 ☎0725-99-8127
葬祭費の申請	2年以内	・葬儀代の領収書など(喪主のフルネームが確認できるもの) ・喪主の振込先口座が分かるもの ・印鑑 *社会保険の加入者は、加入している健康保険へお問い合わせください。	和泉シティプラザ出張所 【国民健康保険】 保険年金室 国民健康保険担当 【後期高齢者医療制度】 保険年金室 高齢者医療担当	【国民健康保険】 保険年金室 国民健康保険担当 ☎0725-99-8128 【後期高齢者医療制度】 保険年金室 高齢者医療担当 ☎0725-99-8127

■在留カード・外国人登録証明書・特別永住者証明書

・返却先 大阪入国管理局 ☎06-4703-2100

・郵送での返却先

〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
東京入国管理局おだいば分室

※返却の際は、死亡届の写しなど、死亡事実が確認できる書類を添付してください。

3 健康と医療・年金

3-1 医療機関

日本の医療機関は、診療所や医院と、入院や検査の設備が整っている病院に分かれます。軽い症状の時は、診療所や医院で診察を受け、指示をうけると良いでしょう。

1. ことば

たいていの医者は多少の英語を理解しますが、問診票の書類はほとんど日本語です。日本語がわからない場合は、あなたの言語で書かれた問診票を使うか、日本語の分かる人と一緒に行ってもらいましょう。

多言語医療問診票 [URL http://www.kifjp.org/medical/](http://www.kifjp.org/medical/)

(制作：公益財団法人かながわ国際交流財団・NPO 法人国際交流ハーティ港南台)

2. 受診の手順

①受付 保険証をもって医療機関の受付窓口に行きます。この時、問診票に症状・病歴などを記入し、待合室で名前を呼ばれるまで待ちます



②診察 診察室で診察を受け、必要であれば検査や治療を受けます。



③会計 薬を受け取り、会計で支払いの順番を待ちます。最近では、処方箋を発行し、薬を薬局に買いに行く形式が増えてきています。

3. 外国語のわかる病院

外国語のわかる病院については下記を参照してください

■外国人のための医療情報ガイド（大阪府）

[URL http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/medicalinfo/](http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/medicalinfo/)

対応言語 英語、中国語、韓国・朝鮮語

■NPO 法人 AMDA 国際医療情報センター（☎03-5285-8088）

言葉の通じる医療機関情報や、医療福祉制度の案内など、電話による医療情報の提供を無料で行っています。また、電話医療通訳も行っています。

[URL http://amda-amic.com/](http://amda-amic.com/)

対応言語 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、タイ語、ベトナム語

■りんくう総合医療センター 国際診療科

- ・医療通訳者が来院時の受付から各科の診察、薬の説明、支払いまで付き添います
- ・通訳費用は無料、診療は保険診療です。
- ・初診の人は、8時～11時の間に、2階の“初診受付”にお越しください。

言語	曜日・時間	問い合わせ先
英語	月～金 10:00～15:00	りんくう総合医療センター 泉佐野市りんくう往来北 2-23 ☎072-469-3111
中国語	月・火 10:00～15:00	
ポルトガル語・スペイン語	火・木 10:00～15:00	

■地方独立行政法人大阪府立病院機構

病院名	住所・電話番号	通訳費用
大阪府立急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3-1-56 ☎06-6692-1201	無料 ※電話予約、 日程調整が 必要です ※診療は保 険診療です
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	羽曳野市はびきの3-7-1 ☎072-957-2121	
大阪府立精神医療センター	枚方市宮之阪3-16-21 ☎072-847-3261	
大阪府立成人病センター	大阪市東成区中道1-3-3 ☎06-6972-1181	
大阪府立母子保健総合医療センター	和泉市室堂町840 ☎0725-56-1220	

対応言語：英語、中国語、台湾語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ドイツ語、ベトナム語、イタリア語、インドネシア語、フランス語、ロシア語、タイ語、ヒンディー語

■電話による相談受付（NPO 法人 AMDA 国際医療情報センター）

大阪オフィス（☎050-3598-7574） ※年末年始・土日祝日を除く

英語・スペイン語・中国語 ⇒ 月～金 9:00～17:00

センター東京（☎03-5285-8088） ※年末年始・祝日を除く

英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語 ⇒ 毎日 9:00～20:00

ポルトガル語 ⇒ 月・水・金 9:00～17:00

フィリピン語 ⇒ 水 13:00～17:00

ベトナム語 ⇒ 木 13:00～17:00

3-2 急病・けが

1. 急病・けがのときの電話相談（無料）

◎緊急時は迷わず119番へ！

突然の病気やケガで病院へ行くべきか、救急車を利用すべきか、どのような応急処置をするべきか迷ったとき、医師、看護師、相談員がアドバイスや医療機関の案内をします。

救急安心センターおおさか (24時間、365日)	☎#7119 または 06-6582-7119
小児救急電話相談 (20:00~翌朝8:00、 365日)	☎#8000 または 06-6765-3650

※「急に顔や手足が動きにくくなった」、「言葉がしゃべりにくい」、「これまでに経験したことがない頭痛」は脳卒中の可能性があるので、すぐに救急車（☎119）を呼んでください。

※「20分以上続く、胸が締めつけられるような痛み」は心筋梗塞が疑われますので、すぐに救急車（☎119）を呼んでください。

2. 救急車を呼ぶ（☎119）

突然の病気やけがで緊急性があるとき、119番に電話して救急車を呼ぶことができます。電話、救急車の利用は無料ですが、病院での治療費は必要です。（P6参照）

3. 救急・応急診療

■和泉市立病院（救急診療）

診療科	診療日時
内科・外科系	毎週 月 9:00 ~ 翌7:30
	毎週 水 19:00 ~ 翌7:30
	第3土 19:00 ~ 翌7:30
	第1・3日 17:00 ~ 翌7:30
	毎週 土・日 9:00 ~ 17:00
内科・整形外科	毎週 木 9:00 ~ 翌9:00
外科系	第1・3・5木 17:00 ~ 翌7:30
	第2・4木 19:00 ~ 翌7:30
小児科	毎週 火 17:15 ~ 翌6:00
	第2・4・5土 23:00 ~ 翌6:00

※ 内科・外科系 水曜日が祝日の場合は19:00 ~ 翌8:00

※ 小児科 火曜日が祝日の場合は23:00 ~ 翌6:00

和泉市立病院 ☎0725-41-1331

■咲花病院（応急診療）

内科（高校生以上）

日曜・祝日・年末年始 8時45分~正午まで受付（正午以降は事前に電話連絡が必要）

和泉市のぞみ野1-3-30 ☎0725-55-1919

4. 泉州圏の小児科救急診療

曜日	医療機関	診療時間	電話番号
月	岸和田徳洲会病院	午後6時30分～翌午前7時	072-445-9915
火	和泉市立病院	午後5時15分～翌午前6時	0725-41-1331
水	泉大津市立病院	午後7時～翌午前6時	0725-32-5622
木	市立岸和田市民病院	午後5時～翌午前6時	072-445-1000
金	市立貝塚病院	午後5時30分～翌午前5時30分	072-422-5865
土	岸和田徳洲会病院	午後11時30分～翌午前5時	072-445-9915
	泉大津市立病院（第1・3週）	午後11時～翌午前6時	0725-32-5622
	和泉市立病院（第2・4・5週）	午後11時～翌午前6時	0725-41-1331
	阪南市民病院（第5週）	午後11時～翌午前6時	072-471-3321
日	りんくう総合医療センター （第2・4週）	午後11時～翌午前6時	072-469-3111
	市立岸和田市民病院	午後11時～翌午前6時	072-445-1000

※年未年始は異なります。

※時間や場所が変更となる場合がありますので、受診前に確認してください。

※和泉市立病院が当番の火曜日が祝祭日の場合は午後11時からとなります。

泉州北部小児初期救急広域センター

土	泉州北部小児初期救急広域センター	午後5時～10時	072-443-5940
日・祝日 年未年始	泉州北部小児初期救急広域センター	午前9時～正午 午後1時～4時 午後5時～10時	

場所：岸和田市荒木町1-1-51

3-3 医療費助成

病気などの種類や、対象者の条件によっては、医療費が助成される制度があります。

1. 医療費助成制度

助成制度		対象者（所得等による制限あり）	問合せ先
こども医療費		中学3年生まで（入通院）	こども未来室 ☎0725-99-8136
ひとり親家庭医療		ひとり親家庭の18歳になった年度末までの子と保護者	
未熟児養育医療費（入院のみ）		未熟児で誕生した乳児	
不妊に悩む方への特定治療支援事業		特定治療以外では妊娠の見込みがない方（P70参照）	保健センター ☎0725-47-1551
重度障がい者医療		重度障がい者等（詳細はお問い合わせください）	障がい福祉課 ☎0725-99-8133
自立支援医療	（更生医療）	身体障がい者手帳を交付された18歳以上の人で、手術等の治療により改善が期待できる人（詳細はお問い合わせください）	
	（育成医療）	手術等の治療により改善が期待できる身体上の障がいがある18未満の児童（詳細はお問い合わせください）	
	（精神通院医療）	対象となる精神疾患と診断され、かつ認定基準を満たしている人（詳細はお問い合わせください）	
肝炎治療医療費		対象となる疾患と診断され、かつ認定基準を満たしていること	和泉保健所 ☎0725-41-1342
難病の医療費		指定難病と診断され、かつ認定基準を満たしていること	
小児慢性特定疾病医療費		対象となる疾病と診断され、かつ認定基準を満たしている18歳未満の子ども	

3-4 医療保険

1. 医療保険の種類

日本には、次のような医療保険があります。職業や年齢により、加入すべき保険が異なります。保険に入っていないと病院にかかった場合、実費での支払いとなり、高額な医療費になりますので、必ず加入するようにしましょう。

種類	対象者	加入窓口	加入に必要なもの
社会保険	会社や工場で働く人とその扶養家族	勤務先の担当窓口	勤務先の担当者に聞いてください
国民健康保険	自営業や農業、留学生など外国籍の人の場合、3か月を超えて日本に滞在すると認められる人（住民基本台帳に登録のある人）	保険年金室 国民健康保険担当 ☎0725-99-8128	在留カード、社会保険から切り替える場合は「資格喪失証明書」※詳しくは問合せしてください
後期高齢者医療	・75歳以上の人 ・一定の障がいのある65歳以上の人	保険年金室 高齢者医療担当 ☎0725-99-8127	-

◎国民健康保険・後期高齢者医療に関する各種手続きは、和泉シティプラザ出張所でも取り扱っています（和泉シティプラザ出張所 ☎0725-57-6610）

2. 国民健康保険

■加入対象者

次の①～③すべてに該当する人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

- ① 3か月を超えて日本に滞在すると認められる人（住民基本台帳に登録のある人）
ただし、入国時の在留資格が3か月以下であっても、3か月を超えて日本に滞在すると認められる人を含む（「技能実習」や「興業」、「家族滞在」の在留資格で滞在している人）
- ② 職場の公的な医療保険（被用者保険）に入っていない人
- ③ 生活保護を受けていない人

下記の場合は除外されます

- ・日本と医療保険を含む社会保障協定を結んでいる国の人で、本国政府からの社会保障加入の証明書がある人
- ・「特定活動」の在留資格のうち、医療目的で滞在する人と、その人のお世話をするために滞在している人、観光・保養その他これらに類似する活動を行う人と、その人に同行する外国人配偶者
- ・「短期滞在」、「外交」の在留資格で滞在している人

和泉市保険年金室国民健康保険担当 ☎0725-99-8128

■資格取得と喪失の手続き

次のときは、その事由が発生した日から14日以内に手続きをしてください。

手続が必要なとき		必要なもの
引越 し	他市⇒和泉市	印鑑、在留カードなど（※1）
	他国⇒和泉市	印鑑、在留カードなど（※1）
	和泉市内	印鑑、国民健康保険被保険者証
	和泉市⇒他市・他国	印鑑、国民健康保険被保険者証
氏名や世帯主が変わるとき		印鑑、国民健康保険被保険者証
健康保険証を紛失したとき		印鑑、在留カードなど（※1）
勤務先の健康保険を辞めたとき		印鑑、資格喪失証明書・在留カードなど（※1）
勤務先の健康保険に加入したとき		印鑑、国民健康保険被保険者証・勤務先の被保険者証
生活保護が廃止されたとき		印鑑、保護廃止決定通知書・在留カードなど（※1）
生活保護を受けたとき		印鑑、保護開始決定通知書・国民健康保険被保険者証
子どもが生まれたとき		印鑑、国民健康保険被保険者証・在留カードなど（※1） 出産育児一時金が支給されます。（P66参照）
死亡したとき		印鑑、国民健康保険被保険者証 葬祭費が支給されます。（P26参照）

※1 公的機関が発行する写真付き書類（マイナンバーカード、パスポートなど）

和泉市保険年金室国民健康保険担当 ☎0725-99-8128

和泉シティプラザ出張所 ☎0725-57-6610

■保険料の算定と支払い

- ・保険料は、世帯の被保険者数や前年所得の合計額などによって算定されます。
- ・加入時に納付書をお渡ししますので、支払期日までに金融機関やコンビニで支払ってください。支払い忘れを防ぐため、口座振替の利用をおすすめします。
- ・国民健康保険に加入資格があるのに手続きをせず、時間がたってから加入した場合、資格を得た時点まで最長2年さかのぼって保険料を請求されますので、注意してください。
- ・災害や病気退職などの理由で、所得が前年に比べて大きく減少したときは、保険料の減免や支払いを延ばすことができる場合があります。ご相談ください。

和泉市保険年金室国民健康保険担当 ☎0725-99-8129

3. 後期高齢者医療制度

日本では、75歳以上の方は、これまでの医療保険を抜けて、新たに後期高齢者医療制度に自動的に加入します。外国人の方も、3か月を超える在留資格が決定され、住民登録している人は自動的に加入します。なお、住民登録していない場合でも、滞在3か月を超えるとみなされる人は対象となります。（住民登録していないと自動的に加入できません。下記の高齢者医療担当に相談してください。）

また、在留資格により除外される場合があります。

（後期高齢者医療制度の加入対象者は国民健康保険と同じです。詳しくは32ページへ）

■加入手続き

・住民登録している場合は、加入手続きは不要です。

75歳の誕生月の前月に、被保険者証が郵送で届きます。

・65歳以上74歳未満でも、申請により一定の障がいがあると認定されると、後期高齢者医療制度に加入することができます。詳しくは高齢者医療担当まで。

和泉市保険年金室高齢者医療担当 ☎0725-99-8127

4. 医療保険が適用されないもの

健康診査・予防接種・美容整形・歯列矯正・正常分娩・工作中や通勤途中のけがや疾病（労働災害）・第三者行為等による傷病（交通事故等）など

- ・健康診査……特定健康診査には、医療保険は適用されませんが、医療保険者の補助を受けることができます。また、各種検診を利用すれば安く受けることができます。（P36参照）
- ・予防接種……子どもは無料の予防接種があります（P68参照）
- ・正常分娩……帝王切開など保険が使える場合もあります（出産育児一時金⇒P66参照）
- ・労働災害……勤務先で手続きし、労働基準監督署の認定を受ければ、本人負担なしで医療を受けられます。（P42参照）
- ・第三者行為等による傷病（交通事故等）……医療保険で治療を受ける場合は、加入する医療保険に届出が必要です。（P35参照）

※費用については、病院によって異なりますので、各病院にお問い合わせください。

■社会保険加入者の場合 ⇒ 勤務先の担当者にお聞きください。

■国民健康保険 ⇒ 和泉市保険年金室国民健康保険担当 ☎0725-99-8128

■後期高齢者医療 ⇒ 和泉市保険年金室高齢者医療担当 ☎0725-99-8127

5. 医療費の自己負担

	対 象 者	負担割合
①	後期高齢者医療に加入の人	1 割または 3 割
②	①以外の70歳～74歳の人	2割（※1）または3割
③	小学校入学後の子ども～69歳の人	3 割
④	0 歳～小学校就学前の子ども	2 割

※誕生日が1944年4月1日以前の人「1割」

6. 高額療養費

自己負担額が一定額を超えたときは、数か月後に払い戻しを受けられます。自己負担の額や手続きについては、病院の窓口か下記の保険窓口で相談してください。

入院する時や、高額な外来診療を受ける時は、事前に手続きをすると限度額適用認定証が交付され、支払い金額が自己負担限度額で済みます。

- 社会保険加入者の場合 ⇒ 勤務先の担当者にお聞きください。
- 国民健康保険 ⇒ 和泉市保険年金室国民健康保険担当 ☎0725-99-8128
- 後期高齢者医療 ⇒ 和泉市保険年金室高齢者医療担当 ☎0725-99-8127
⇒ 国民健康保険・後期高齢者医療の場合、和泉シティプラザ出張所でも手続き可能

7. 第三者行為による傷病について

交通事故や傷害事件など他人の行為（第三者）が原因でケガや病気をした時、加害者が被害者の治療費を負担することが原則であり、医療保険は使用できません。ただし、届け出をすると、国民健康保険など医療保険で治療を受けることもできます。

本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に医療保険が立替払いをして、後から加害者に費用の請求をします。このため、治療費を受け取ったり、示談を結んでしまうと、保険給付を受けられなくなる場合がありますので、必ず医療保険に連絡して届け出るようにしてください。

また、故意の事故や犯罪行為、または闘争、泥酔などによる場合は保険給付できない場合があります。

- 社会保険加入者の場合 ⇒ 勤務先の担当者にお聞きください。
- 国民健康保険 ⇒ 和泉市保険年金室国民健康保険担当 ☎0725-99-8128
- 後期高齢者医療 ⇒ 和泉市保険年金室高齢者医療担当 ☎0725-99-8127
⇒ 国民健康保険・後期高齢者医療の場合、和泉シティプラザ出張所でも手続き可能

3 - 5 特定健康診査および各種検診等

名 称	対 象	負担金	実施時期・申込み
国民健康保険特定健康診査	40歳～74歳の和泉市国民健康保険加入者	基本項目のみ無料 (人間ドックは一部助成)	毎年5月～翌年2月末 受診方法等についての問合せは国民健康保険担当へ ☎0725-99-8169
国民健康保険人間ドック	30歳以上の和泉市国民健康保険加入者		毎年4月～翌年3月末 実施医療機関に直接予約 受診方法等についての問合せは国民健康保険担当へ ☎0725-99-8169
後期高齢者医療健康診査・歯科検診及び人間ドック	後期高齢者医療制度の被保険者		毎年4月～翌年3月末 受診方法等についての問合せは高齢者医療担当へ ☎0725-99-8127
結核・肺がん検診	40歳以上の人	胸部X線のみ…無料 喀痰検査…500円	実施時期に広報いずみでお知らせ 予約不要
肺がん検診	40歳以上の人	市追加検査と同時実施…無料 単独実施…1000円	毎年5月～翌年2月末日 市内実施医療機関で直接申し込み
子宮がん検診	20歳以上で 年度中に偶数年齢になる女性(2年に1回)	1000円	毎年5月～翌年2月末日 市内実施医療機関で直接申し込み
乳がん検診	40歳以上で 年度中に偶数年齢になる女性(2年に1回)	無料	毎年5月～翌年2月末日 市内実施医療機関で直接申し込み
大腸がん検診	40歳以上の人	無料	毎年5月～翌年2月末日 市内実施医療機関で直接申し込み
胃がん検診	35歳以上の人	500円	募集時期に広報いずみでお知らせ 保健センターに電話申し込み
胃がん(内視鏡検査)検診	50・55歳、60～80歳で 年度中に偶数年齢になる人	2,000円	胃がん(内視鏡検査)検診と胃がん(X線検査)検診のどちらか選択制 市内実施医療機関で直接申し込み
市追加検査	40歳以上の人	500円	毎年5月～翌年2月末日 市内実施医療機関で直接申し込み ※血液検査、心電図、眼底検査など
肝炎ウイルス検診	①40歳 ②41歳以上で 検診を受けていない人	無料(肝炎ウイルス検査のみの場合は500円)	①市内実施医療機関で直接申し込み ②受診券が必要 ⇒保健センターへ申請
前立腺がん腫瘍マーカー検査	50歳以上の 男性	500円	毎年5月～翌年2月末日 市内実施医療機関で直接申し込み
骨密度検診	40歳以上の 女性	500円	募集時期に広報いずみでお知らせ 保健センターに電話申し込み
歯周疾患検診	30～70歳 ※5歳刻みの年齢で	500円	毎年5月～翌年2月末日 市内実施歯科医院で直接申し込み

和泉市立保健センター

☎0725-47-1551

3-6 介護保険

介護保険は、加齢による病気などで介護が必要となった時のための公的制度です。

■加入対象者

40～64歳の人（第2号被保険者）と65歳以上の人（第1号被保険者）が加入者となって保険料を納めます。適法に3か月を超えて在留し、住所を有する外国人の方も、40歳以上の方は介護保険の被保険者となります。

■介護サービスを利用できる人

- ・65歳以上（第1号被保険者）で、寝たきりや認知症で介護や支援を必要とする状態であることについて市区町村の認定を受けた人
- ・40～64歳（第2号被保険者）で、老化が原因とされる16種類の病気により介護や支援を必要とする状態であることについて市区町村の認定を受けた人

■要介護（要支援）認定の申請について

介護サービスの利用を開始するには、市役所の高齢介護室に申請をして、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。申請は本人や家族のほか、居宅介護支援事業者等が代わりにすることもできますので、下記の高齢介護室に問い合わせてください。

■介護サービスの利用について

介護サービスには、訪問介護・通所介護・短期入所・施設入所等があります。

介護サービスを利用したときの利用者負担は、原則としてかかった費用の1割です。（ただし、所得に応じて割合は変更します。）また、施設に入った場合は、食費なども利用者の負担になります。

■保険料の納め方

- ・65歳以上の人（第1号被保険者）

老齢・退職年金が年額18万円以上の方は年金から天引き、それ以外の方は納付書や口座振替などにより納めます。

- ・40～64歳の人（第2号被保険者）

加入している医療保険の保険料に上乗せして一括して納めます。

和泉市高齢介護室 ☎0725-99-8131

3-7 国民年金

高齢になったり、障がいを持ったり、死亡した場合に一定の給付が受けられる制度です。

1. 加入対象者

日本に居住する20歳以上60歳未満の人は、外国人の方を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。（保険料の免除等の制度もあります）

2. 給付を受けるとき

給付の種類	説明
老齢基礎年金	一定の受給資格期間がある人が、65歳になったとき
障害基礎年金	国民年金に加入中または20歳前に病気やケガをし、一定以上の障がいが残った場合（支給要件有り）
遺族基礎年金	国民年金の加入者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人などが死亡したときに、生計が同じだった子のある配偶者または子に支給されます（支給要件有り）
寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、障害基礎年金または老齢基礎年金を受けずに死亡した場合に、10年以上婚姻関係があった妻に、60歳から65歳までの間に支給されます
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、障害基礎年金または老齢基礎年金を受けずに死亡した場合、生計が同じだった配偶者・子などに支給されます
短期在留外国人への脱退一時金	⇒詳しくは次のページへ
特別障害給付金	一定の要件に該当すれば支給されます。 詳細はお問い合わせください。

和泉市保険年金室国民年金担当 ☎0725-99-8130

3. 社会保障協定について

日本との二国間で、年金制度の二重加入を防止するとともに、外国の年金制度の加入期間を取り入れ、年金が受けられるように協定を締結している国があります。

詳しくは、下記のWEBページをご確認ください。

日本年金機構WEBページ [URL http://www.nenkin.go.jp/](http://www.nenkin.go.jp/)

4. 脱退一時金

外国人の方が日本滞在中に国民年金に加入し保険料を6か月以上納め、年金の受ける権利を満たすことなく出国した場合、日本を出国後2年以内に請求すれば、お金が支払われるという制度です。ただし、脱退一時金を受け取った場合、その該当する期間は加入期間でなかったこととなりますのでご注意ください。

なお、脱退一時金を受給するためには、日本に住所を有していないこと及び国民年金または厚生年金の被保険者資格を喪失していることが必要です。

【請求手続き】

詳しくは下記の「ねんきんダイヤル」に、問い合わせてください。

- ① 日本から出国する際には、「脱退一時金の裁定請求書」を取り寄せてください。

裁定請求書の用紙は、堺西年金事務所にご用意しています。

- ② 日本を出国後、裁定請求書に記載している注意事項をご確認いただき、必要な事項を記入のうえ、添付書類を添えて請求書を、下記までエアメールで送付してください。

送 付 先
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構

【添付書類】

年金手帳、パスポート（旅券）のコピー、請求者の口座情報が確認できるもの など

5. 問い合わせ先

「ねんきんダイヤル（国内から）」⇒ ☎0570-05-1165

「ねんきんダイヤル（国外から）」⇒ ☎+81-3-6700-1165

※国外からかけるときは、国際通話料金がかかります。

和泉市保険年金室国民年金担当 ☎0725-99-8130

4 労働・税金・外国送金

4-1 仕事をさがす

1. ハローワーク

日本には公共職業安定所（ハローワーク）という国の機関が無料で職業相談や就職のあっせんを行っています。日本で働くことのできる在留資格をもっている人であれば、外国人の方も利用できます。下記の大阪外国人雇用サービスセンター（梅田）では通訳が配置されています。（ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語）

URL <http://osaka-foreigner.jsite.mhlw.go.jp>

2. 大阪外国人雇用サービスセンター

外国人の方向けの職業相談・職業紹介を行っています。これらのサービスを利用するには、在留カード等またはパスポートが必要です。また、留学生でアルバイトをお探しの方は、資格外活動許可書（このページの下部参照）が必要です。

【通訳・アドバイザーの相談日】（土・日・祝日・年末年始を除く）

分野	言語	曜日	利用時間
通訳	英語	月～金	13:00～18:00
	中国語		
	ポルトガル語		
	スペイン語	火・木	
在留資格アドバイザー		月～金	14:00～18:00（予約制）

住所 〒530-0017 大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階

☎06-7709-9465 FAX 06-7709-9468

URL <http://osaka-foreigner.jsite.mhlw.go.jp>

3. 資格外活動許可

外国人の方が、許可された在留資格に応じた活動以外に、収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を行う場合、資格外活動の許可を受ける必要があります。

■「留学」の在留資格をもって在留する外国人が、在籍する大学又は高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る）との契約に基づいて報酬を受けて行う教育又は研究を補助する活動については、資格外活動許可は不要です。

■「留学」の在留資格をもって在留する外国人が就業できるのは1週につき28時間以内です。学則で定める長期休業期間にあるときは、1日につき8時間以内です。

また、休学中は、資格外活動（アルバイト等）は認められません。

大阪入国管理局 所在地：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-29-53

☎06-4703-2100

4 - 2 労働

1. 労働条件

日本では、最低守らなければいけない労働条件が労働基準法という法律で決まっています。日本国内で働く限り、国籍、信条、社会的身分を理由として、労働条件に差をつけることはできません。あなたが就職するときに、雇用主は労働条件をはっきりと伝える義務があります。法律により次の事項については、雇用主は労働者に対して書類にはっきり書いて渡さなければいけません。

- ① 契約期間、契約期間の更新の基準
- ② 仕事をする場所、仕事の内容
- ③ 仕事のはじめと終わりの時刻、休憩時間、休日、休暇、残業
- ④ 賃金（給料）の決定、計算および支払いの方法
- ⑤ 賃金（給料）の締切および支払の時期
- ⑥ 退職に関することと、解雇（会社を辞めさせられること）理由

これらのほか、賞与（ボーナス）、退職金などを支払うことになっている場合はそれも書いておくことになっています。また、パートタイム労働者については、「昇給があるかないか」、「退職手当があるかないか」、「賞与（ボーナス）があるかないか」も書いておくことになっています。

2. 労働に関する基準

労働関係の基準には、次のようなものがあります。

①労働基準法

（ア）解雇の制限

使用者は、労働者が仕事でけがや病気になった場合、療養のため仕事を休んでいる期間中およびその後の30日間は、辞めさせてはいけません。

（イ）解雇の予告

使用者は、労働者をやめさせようとする場合は、少なくとも30日前に言わなければいけません。

（ウ）休業手当

使用者の都合で労働者に仕事を休ませる場合には、その期間中、その人の平均賃金の100分の60以上の手当の支払いが受けられます。

（エ）労働時間

労働時間は、原則として、休憩時間を除いて、1日8時間、1週について40時間を超えてはいけません。これを超える時間外の労働をした場合は、割増賃金が支払われます。

②最低賃金

産業または地域に応じた賃金の最低額について定めています。

3. 労働基準監督署

労働基準法が守られるように指導・監督するのが労働基準監督署です。

労働条件や労働災害に関わる問題が起きたときには、あなたの職場を管轄する労働基準監督署に相談してください。

【あなたの職場が泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡忠岡町の場合】

泉大津労働基準監督署 ☎0725-32-3888 ⇒それ以外の場合はP89参照

4. 労働災害

あなたが工作中や通勤中、または仕事が原因で病気やけがをして労働基準監督署に認められた場合、あなたの会社・工場が入っている保険（労働者災害補償保険）から、あなたが治療で支払ったお金や休業補償、障害年金などが支払われます。詳しくはあなたの職場を管轄する労働基準監督署に問い合わせてください。

【あなたの職場が泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡忠岡町の場合】

泉大津労働基準監督署 ☎0725-32-3888 ⇒それ以外の場合はP89参照

5. 雇用保険

労働者が失業した時に生活の安全や就職活動のため、失業給付をもらうことができます。窓口はあなたの住所地を管轄するハローワークです。雇用保険は、労働者を雇用する事業は、原則として強制的に適用されます。

6. 相談窓口（P88も参照）

■大阪労働局 外国人労働者相談コーナー

言語	曜日	時間	費用
英語	月・水	9:00~17:00	無料
ポルトガル語	水・木		
中国語	水		

所在地 大阪市中央区大手町4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階

大阪労働局労働基準部監督課内

最寄りの駅 谷町4丁目（地下鉄谷町線または中央線）

☎06-6949-6490 FAX. 06-6949-6034

■ハローワーク堺 外国人雇用サービスコーナー

ポルトガル語、スペイン語、中国語の通訳がいます。通訳希望の場合は、事前に連絡してください。（相談・通訳費用は無料）

所在地 堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎1階

ハローワーク堺内

最寄りの駅 堺東駅（南海高野線）

☎072-222-5049

4-3 税金

日本に住んでいる人は国籍に関係なく、全ての人が税金を納めなければいけません。日本には大きく分けて、国に納める国税と、市町村・都道府県に納める地方税があります。

1. 税金を納める方法（所得税、都道府県民税、市町村民税）

① 事業所に勤めている場合



あなたの会社・事業所があなたの給与から税金の分を引いて、あなたの代わりに税金を納めている場合で、あなたに別の収入がないのであれば、特に手続きは必要ありません。

② 会社や事業所で働いていない場合、または会社や事業所で働いていても、給与から税金が引かれていない場合など



国の税金（所得税）は、納税者が自ら税務署へ所得金額と税額を計算して申告を行うことにより確定し、この確定した税額を自ら納めます。都道府県民税、市町村民税は、市町村から送られてくる納付書により納めます。

さらに自分で会社や事業所を持っている場合は、事業税の納付が必要な場合があります。

2. 税の種類

■ 主な国税

税の種類	納税義務者
①所得税	原則として、日本国内に住所があるか、または現在まで引き続いて1年以上居所がある個人の方(※)が、その年の1月1日～12月31日までの1年間に生じた所得に応じて納めます。※日本国内に住所がない方等であっても所得税が課税される場合があります。

泉大津税務署 〒595-8585 泉大津市二田町1-15-27

☎0725-33-5601（自動音声案内で案内されます）

■ 主な地方税（市町村・都道府県民税）

税の種類	納税義務者	問合せ先
②市・府民税	1年以上日本に居住している人で、その年の1月1日現在和泉市に居住し、前年中に所得のあった人が納めます。	税務室 市民税担当 ☎0725-99-8108
③固定資産税・都市計画税	固定資産税は毎年1月1日現在に、和泉市の土地・家屋・償却資産を所有する人が納めます。都市計画税は毎年1月1日現在に、都市計画法による都市計画区域のうち原則として市街化区域に所在する土地・家屋を所有する人が納めます。	税務室 資産税担当 ☎0725-99-8107
④軽自動車税	毎年4月1日現在に、オートバイ、軽自動車などを所有する人が納めます。	税務室 市民税担当 ☎0725-99-8108

■ その他の税金

- ・消費税…あらゆる物品の購入・サービスに対して税率8%（2018年3月現在）が、課されます。
- ・特定のもの取得したときにも税金が課されます。（不動産、自動車など）

① 所得税

■ 所得税法で定められた、所得税の納税義務者

納税義務者			
個人	居住者	永住者	所得が生じた場所が日本国内外を問わず、全ての所得に対して課税されます。
		非永住者	日本国内において生じた所得（国内源泉所得）と、これ以外の所得（国外源泉所得）で、日本国内において支払われたもの、または日本国内に送金されたものに対して課税されます。
	非居住者		日本国内において生じた所得（国内源泉所得）に限って課税されます。

■ 2国間租税条約

所得税には、二国間の租税条約によって、例外規定がある場合があります。

詳しくは各税務署の電話相談センター（各税務署の電話番号をかけて「1」を押す）か、あなたの母国の領事館に問い合わせてください。（P90～参照）

国税庁 所得税に関するWEBページ（英語のみ）

URL <http://www.nta.go.jp/taxanswer/english>

■ 確定申告

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金や予定納税額などがある場合には、その過不足を精算する手続きです。

確定申告は毎年2月16日から3月15日までで、あなたが住んでいる地域を管轄する税務署で申告してください。国税庁ウェブページからも申告することができます。

URL https://www.keisan.nta.go.jp/h28/ta_top.htm#bsctrl

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような場合には、申告をすれば所得税が還付される場合があります。

- ・病気やけがなどで医療費がたくさんかかったとき
- ・銀行などからお金を借りて家を買ったり、改築をしたとき
- ・災害にあったとき

泉大津税務署 〒595-8585 泉大津市二田町1-15-27
☎0725-33-5601（自動音声案内で案内されます）

② 市・府民税

大阪府に住んでいて、一定以上の所得がある人は、国籍にかかわらず市・府民税を支払わなければなりません。課税対象となる前年の所得は前年の収入から各種控除をした額です。所得税の確定申告をすれば、それとは別に申告をする必要はありません。

毎年、1月1日現在の住所地の市町村が課税しますが、給与所得者は給料から差し引かれ、それ以外の方は納付書が送られてきますので自分で、銀行などで納付します。

大阪府の府民税の所得割は課税所得の4%で、これに均等割額の1800円が加わります。一方、市民税の所得割は課税所得の6%となっており、これに3500円が加わります。

和泉市税務室市民税担当 ☎0725-99-8108

③ 固定資産税・都市計画税

毎年1月1日現在にあなたが不動産（土地、家屋）や償却資産を所有している場合、それらがある場所の市町村に固定資産税・都市計画税（都市計画税は対象となる区域内の土地・家屋のみ）を支払わなければなりません。税額は不動産などの評価額をもとに計算されます。毎年納付書が送られてきますので、銀行などで支払ってください。家を建てたときや、増築、取り壊しをしたときは税務室資産税担当に届け出てください。一定の条件を満たす家の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修をした場合は税金が減額される制度がありますので、改修後3か月以内に税務室資産税担当に申請してください。

和泉市税務室資産税担当 ☎0725-99-8107

④ 自動車税、軽自動車税

4月1日時点の自動車、軽自動車、オートバイの車検証上の所有者に課税されます。毎年5月に納付書が送られてきますので、銀行などで支払ってください。

- ・自動車税 ⇒ 自動車税コールセンター（大阪府）☎0570-020156
- ・軽自動車税 ⇒ 和泉市税務室市民税担当 ☎0725-99-8108

3. 納税相談

②～④の市税を、決められた納期限までに支払うのが困難なときは、納付相談を受け付けています。納付の方法や分割納付などについて、気軽にご相談ください。また、下記に該当する時は、申請すれば1年以内の期間に限り納税の猶予を受けられます。

- ・災害にあったとき
- ・本人や家族が病気・けがをして、市税の納付が困難なとき
- ・事業を廃止または休業したとき
- ・事業に対して著しい損失を受けたとき

和泉市税務室納税担当 ☎0725-99-8109

4. 口座振替

銀行や郵便局のあなたの口座から自動的に振り替えて納付することができます。
納め忘れもなく、とても便利ですので是非ご利用ください。

【申込み手続き】

あなたの口座のある金融機関窓口で申込み手続きができます。申請書は、金融機関窓口や、郵便局、市役所、和泉シティプラザ出張所、各サービスセンターにあります。

【必要なもの】 預貯金通帳の届出印、通帳

★市役所納税担当窓口、和泉シティプラザ出張所窓口では、キャッシュカードがあれば、口座振替の登録ができます。

和泉市税務室納税担当 ☎0725-99-8109

和泉シティプラザ出張所 ☎0725-57-6610

5. 銀行・外国送金

① 銀行

日本の会社で働き、または6か月以上日本に滞在する人は銀行で口座をつくることができます。在留カードなどと印鑑を持って銀行に行き決められた書類に必要事項を記入します。

口座を開設すると通帳が発行されます。これは取引の記録をするとともに、あなたが口座をもっていることの証明になります。お金を引き出すには、通帳と印鑑が必要ですが、外国人の場合は代わりにサインすることもできます。希望すればATMのカード（キャッシュカード）を発行してくれます。通帳がなくても機械で預け入れや引き出しができます。普通は銀行の窓口は平日午前9時～午後3時までしか開いていませんが、ATMだとそれ以外の時間でも機械で引き出しなどを行うことができます。また、コンビニエンスストアや駅構内などにもATMが設置されています。（手数料がいる場合があります。）

② 郵便局

日本の郵便局は銀行と同様なサービスを提供しています。在留カードなどがあれば誰でも口座を開設できます。銀行と同じようにATMカードを発行してくれます。郵便局の貯金・送金業務は普通午前9時から午後4時まで行っています。（年末年始、土日祝は休み）

③ 外国送金

外国送金は、銀行や郵便局から送金する方法が一般的です。

銀行は、支店によっては外国送金を扱っていない場合がありますので、注意が必要です。郵便局での外国送金は、ゆうちょ銀行・国際送金取扱郵便局のみで行っています。口座から口座へ送金する方法のほか、マネーオーダー（為替証書）を作成して郵送する方法もあります。マネーオーダーも銀行及び郵便局で発行してもらえます。

法律の決まりで、送金手続きの際に在留カードなどの身分を証明するものとマイナンバーを窓口で見せることになっています。また銀行、郵便局など認可された機関以外から外国に送金することは法律に違反することがあるので注意してください。

4-4 軽自動車・バイクなどの各種手続き

ミニバイク(125cc 以下)などの登録・廃車・譲渡・転出の際の手続き

手続き		必要なもの
登録	<ul style="list-style-type: none"> ・購入したとき ・譲り受けたとき 	販売証明書または廃車証明書（再登録用）、印鑑、本人確認ができる書類（在留カードなど）
廃車	<ul style="list-style-type: none"> ・譲り渡すとき ・市外に転出するとき ・スクラップにするとき 	廃車する車両のナンバープレート、原動機付自転車等標識交付証明書（旧：原動機付自転車申告済書）、印鑑、本人確認ができる書類（在留カードなど）

※譲渡の際は、双方の印鑑と申告済証も必要になる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

和泉市税務室市民税担当 ☎0725-99-8108

* 125cc を越えるオートバイ・普通自動車などの登録・廃車

近畿運輸局大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所

〒594-0011 和泉市上代町官有地

☎050-5540-2060

* 660cc 以下の軽自動車の登録・廃車

軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所

〒594-0031 和泉市伏屋町1-13-3

☎050-3816-1842

* 自動車税（オートバイ・軽自動車以外）についてのお問合せ

泉北府税事務所

〒590-8558 堺市堺区中安井町3-4-1

☎072-238-7221

- 軽自動車税・自動車税は毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。
- 廃車にする場合は、抹消登録の手続きをしなければ、税金がかかり続けます。
- 軽自動車や自動車を譲る場合には、必ず名義登録の変更手続きをしてください。
- 軽自動車税は、1回の納期で1年分の税金を納めますので、年度途中で手放した場合でも、自動車税のように税金の還付はありません。

4-5 市税の証明

市税に関する証明を請求するときは、本人確認できる書類（在留カードなど）を持って、窓口に来てください。法人（会社）の場合は、代表者印が必要です。

市税に関する証明書を請求できるのは、次の人に限られます。

- ①本人（相続人、納税管理人を含む）
- ②同一世帯の親族
- ③本人からの委任状を持っている人
- ④法人の場合は代表者（代表者以外は委任状が必要）

1. 各種証明書

各種証明	手数料	取扱窓口	担当窓口
納税証明書 ※納付後3週間以内に取得する場合は、領収証書が必要	1件300円 1件増すごとに100円	税務室納税担当・ 和泉シティプラザ 出張所・各サービス センター	税務室納税担当 ☎0725-99-8109
軽自動車税継続検査 用納税証明	無料		
所得(課税)証明・ 申告証明・ 事業開始届出証明	1件300円	税務室市民税担当・ 和泉シティプラザ 出張所・各サービス センター	税務室市民税担当 ☎0725-99-8108
評価証明・公課証明	1件300円 1件増すごとに100円	税務室資産税担当・ 和泉シティプラザ 出張所	税務室資産税担当 ☎0725-99-8107
住宅用家屋証明	1件1300円	税務室資産税担当	

2. コンビニ交付サービス

マイナンバーカード（P14参照）をお持ちで、市内に住所を有する人は、全国のコンビニエンスストアで所得・課税証明書（申告をしてある人のみ）、また、住民票、印鑑証明書を取得できます。

【取得できる時間】6:30～23:00（住民票・印鑑証明書は8:00～22:00）

3. 電話予約による時間外交付サービス

所得・課税証明書、法人分を除いた納税証明書、評価証明書、公課証明書は、平日午前9時～午後4時までに、各担当課に電話予約をすれば、時間外に証明書を受け取ることができます。（和泉シティプラザ出張所で受取希望の際は ☎0725-57-6610）

【お渡し時間】

和泉市役所市民室市民担当窓口 予約当日の午後5時15分～午後10時

和泉シティプラザ出張所 予約当日の午後5時15分～午後8時

他市から転入してきた方に…直近年度の「市・府民税課税証明書」は、その年の1月1日現在の住所地の市役所や町役場で発行されます。郵便で請求することもできますので、前の住所地の市役所等にお問合せください。

5 くらしと住まい

5-1 住宅をさがす

1. 公営住宅

公営住宅は、住宅に困っている低額所得者に対して、府・市が収入に応じた家賃で賃貸している住宅です。申込み時期や申込み条件はそれぞれ異なりますので、申込みの際には必ず各担当窓口で確認してください。

【主な申込み条件】※詳細はそれぞれの担当窓口でご確認ください

- ・府営住宅は大阪府内に、市営住宅は和泉市内にそれぞれ住んでいるか勤務している方
- ・収入基準に合う方 ・住宅に困っている方 など

■ 市営住宅

5月と10月に募集しています。市の「広報いずみ」に募集記事を掲載します。

和泉市建築住宅課 ☎0725-99-8143

一般財団法人和泉市公共施設管理公社住宅センター ☎0725-46-0056

■ 府営住宅

2・4・6・8・10・12月に総合募集があります。案内は、市役所受付や建築住宅課窓口で配布します。

☎0725-28-0002

URL <http://www.osakafueijutaku.jp/> 日本語のみ

2. その他公的住宅

大阪府公社賃貸住宅	大阪府住宅供給公社が管理する中堅所得者向けの賃貸住宅 ☎0725-28-0002
UR住宅	UR都市機構が建設・管理する中堅所得者向けの賃貸住宅 ☎06-6968-1717

3. 民間賃貸住宅

民間賃貸住宅を探す場合、家賃、敷金、地域、家の広さ等の条件を明確にします。そして、その地域の不動産業者（家賃やアパートを紹介する店）で賃貸住宅を紹介してもらうことができます。自分の希望を述べるとともに、大体の相場を知ることも必要です。住宅情報誌等で調べることもできます。また、外国語のメディアなどに掲載されている広告も参考になります。

借りる場所が決まったら、不動産業者の事務所で賃貸契約（アパートなどを借りるための契約）を結びます。賃貸契約には、家賃、共益費、敷金のほか、退去の際の注意事項、ペットの可否、その他の決まりごとが記載されています。ですから、きちんと理解した上で署名（同意するという意味で自分の名前を書くこと）するようにしましょう。

退去時の通告（不動産会社に伝える）のタイミング、敷金から引かれる金額やその内訳も明確にしておき、問題がおこらないようにしておきましょう。

4. 契約する時に必要なお金の例

家賃	月ごとに、次の月の分を支払います。 そのため、最初の月は2か月分を支払います。
管理費（集合住宅の場合）	住んでいる人たちが共同で使う場所の管理、掃除などのために毎月支払います。
敷金	借りる人が契約するときに、家主（家の所有者）に家賃を払う保証として預けるお金です。関西では、敷金は家賃の1～3倍で、住宅の補修等に使われます。退去する際に、30%から半額引かれることが多いです。
礼金	契約時に家主に支払われる謝礼のことで退去時に返還されません。
仲介料	不動産会社に支払う手数料

5. 外国人世帯への入居サポート

日本で住宅を探している外国人の方向けのガイドブックが、下記のウェブページに掲載されています。

■外国人向け部屋探しのガイドブック（国土交通省ウェブページ）

URL

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html

【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語

■大阪あんしん賃貸支援事業（大阪府ウェブページ） ※やさしい日本語

URL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/ansin/house03.html>

【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、ポルトガル語

■外国人世帯の家賃債務保証

外国人世帯等の民間賃貸住宅入居時の家賃債務等を保証し、入居を支援する制度です。

一般財団法人高齢者住宅財団 ☎03-3206-5323

■留学生の住宅総合補償

外国人留学生が、民間賃貸住宅等に円滑に入居できるよう、入居契約における保証人の負担を軽減し、保証人を引き受けやすい環境を整備した制度です。海外旅行保険と保証人補償基金を組み合わせたもので、借りている部屋の失火等で留学生が家主に損害賠償をしなければいけない場合や、家賃の未払い等により保証人が家主から債務の履行請求を受けた場合に補償を行います。協力校に在籍している外国人留学生のみが利用できますので、通っている学校で利用可能かお問い合わせください。

公益財団法人日本国際教育支援協会

URL

<http://www.jees.or.jp/crifs/>

5-2 引っ越しと帰国

1. 以前住んでいた所での手続き

賃貸住宅であれば、水道、ガス、電気代の精算を行います。引っ越し前にそれぞれの営業所に電話で引っ越しする旨を連絡し、精算に来てもらいます。家の電話も同様に引っ越しの旨を伝え、新しい住居地を連絡します。(☎116)

また、郵便局で転居届を出しておけば、向こう1年間は新しい転居先に郵便が無料で転送されます。和泉市外に引っ越しするときは、市役所市民室で「転出届」を出し、「転出証明書」を交付してもらいます。また、国民健康保険加入者は、市役所保険年金室国民健康保険担当に「異動届」を提出して、保険証を返します。

2. 新しい場所での手続き

ガス、電気会社に連絡します。ガスはガス会社から開栓のために係の人が派遣されますので立ち会ってください。電気はブレーカーを上げるとすぐに使えるようになっていることが一般的ですので、使用開始すれば、電気会社にできるだけ早めに連絡してください。水道はアパートにより違いますので、大家さんに尋ねてください。

また、新たな住居地の市区町村の役所で転入届を、引っ越してから14日以内に行ってください。国民健康保険加入者であれば、転入日から14日以内に、新たな住所地で加入してください。

運転免許証を持っていれば、警察署または運転免許試験場に住民票の写し等を持参して、住所変更の手続きを行ってください。(必要なものは直接お問い合わせください)

3. 帰国するとき

- ① 賃貸住宅に関する精算をします。ガス、電気、水道の他に、国内、国際電話料金の精算を済ませてください。
- ② 年度の途中で帰国するのであれば、税金の精算も必要です。市・府民税、固定資産税、軽自動車税に関しては、その年度分を全額支払ってください。市・府民税は昨年の所得をベースに計算されていますので、その年1年間日本に滞在しなくても、全額支払う必要があります。
- ③ 所得税については、納税管理人を定め、税務署に届けることで確定申告の時期に所得税の還付を受けることができます。または仮の確定申告を行って、その年の所得税の未納分を離日前に全額精算します。
- ④ 市役所市民室または和泉シティプラザ出張所で海外転出届を提出してください。
- ⑤ 国民健康保険は帰国前に市役所保険年金室で保険料の精算と脱退の手続きを行ってください。
- ⑥ 年金に加入していたのであれば、脱退一時金を帰国後請求できる場合があります。年金事務所で申請用紙をもらっておいて下さい。
- ⑦ 在留カードは出国時に入国審査官に渡してください。

4. 転出チェックシート

【およそ1か月前】

項目	連絡先	手続きの内容
<input type="checkbox"/> 学校	担任の先生や保育士	連絡して手続きを確認 (P77参照)
<input type="checkbox"/> 運送業者	各運送会社	・引越し見積り ・依頼した運送業者との打ち合わせ
<input type="checkbox"/> 固定電話	固定電話：NTT ☎ 116(日)/0120-064337(英)	氏名・新住所・引越し予定日等の連絡と新しい電話番号の確認
<input type="checkbox"/> 引越しごみ (臨時ごみ)	粗大ごみ受付センター ☎ 0800-300-5374 FAX：0800-700-0530	・早めに連絡し、収集日時・場所と料金を確認 ・収集時に立会い、現金で手数料を支払う

【およそ1週間前】

項目	連絡	手続きの内容
<input type="checkbox"/> 郵便局	和泉郵便局 ☎ 0725-56-3500 またはお近くの郵便局	転送届の提出
<input type="checkbox"/> 銀行	各銀行	住所変更届の提出
<input type="checkbox"/> 携帯電話	各会社	住所変更の連絡
<input type="checkbox"/> クレジットカード	各カード会社	住所変更の連絡
<input type="checkbox"/> ガス	大阪ガス ☎ 0120-3-94817	旧住所の最終日と、新住所の開始日を連絡 (※供給開始日は立会が必要)
<input type="checkbox"/> 電気	関西電力岸和田営業所 ☎ 0800-777-8025	旧住所の最終日と新住所の開始日を連絡
<input type="checkbox"/> 水道	和泉市お客さまサービス課 ☎0725-99-8149	旧住所の最終日と、新住所を連絡
<input type="checkbox"/> インターネット	各会社	連絡して手続きを確認
<input type="checkbox"/> 新聞	販売店か配達員	連絡して精算

【当日までに】

項目	連絡先	手続きの内容
<input type="checkbox"/> 市役所	市民室 ☎0725-99-8118 和泉シティプラザ出張所 ☎0725-57-6610	・転出手続き (P12参照)
	保険年金室 ☎0725-99-8128	・国民健康保険被保険者証の返納と保険料の精算 * 国民健康保険の加入者のみ
	税務室市民税担当 ☎ 0725-99-8108	・ナンバープレートの返納など(P47参照) * ミニバイク(125cc 以下)の所有者

【引越し後】

項目	連絡先	手続きの内容
<input type="checkbox"/> 運転免許	新住所の所轄警察署・運転免許試験場に直接お問い合わせください (P83参照)	
<input type="checkbox"/> 市役所	新住所の市役所・区役所などの 1) 住民異動届の窓口 2) 国民健康保険の窓口 3) 国民年金の窓口	1) 転居・転入手続き (移転した日から14日以内) 2) 新しい国民健康保険被保険者証の入手 (国民健康保険加入者のみ) (転入日から14日以内) 3) 国民年金の住所変更手続き

5 - 3 水道・電気・ガス

1. 水道

日本の水道水は飲むことができます。使用を開始・中止するときや、長期間使用しないときは、事前に連絡してください。

また、支払いは口座振替が便利ですので、金融機関に申し込んでください。預金口座のある金融機関に、通帳と届出印、水道使用水量のお知らせ票（または領収書）を持っていくと申し込むことができます。

① 申し込み・休止の手続き

水道の使用を開始、または休止するときは、上下水道部に連絡してください。連絡してから使用開始まで最長4日ほどかかりますので、早めに申し込んでください。

マンションや賃貸アパートでは、管理組合の家主が水道の管理や手続きをするところもあります。

転出したときは使用休止の手続きをしないと、水道を使用していなくても基本料金が請求されますので、必ず届け出てください。

和泉市上下水道部お客さまサービス課 ☎0725-99-8149

② 料金

水道料金は、基本料金と使用量に比例した料金とで構成されています。請求書は通常2か月に1回、2か月分まとめて郵送されます。料金は金融機関やコンビニエンスストアで支払えるほか、口座振替で支払うことができます。支払いが滞った場合、水道を止められることがありますので注意しましょう。

下水道が整備されている場合、下水道使用料も合わせて徴収されます。

③ 冬場の注意

冬の寒い日には水道管が凍って破裂することがあります。夜間少量の水を流すなど対策が必要です。

④ 水漏れ

水漏れがしたら、すぐに電話をしてください。電話では、住所・氏名・漏水箇所と状況、付近の目標物、道順をお知らせください。

漏水修理専用ダイヤル（24時間受付） ☎0725-55-1441

⑤ 悪質「点検商法」にご注意を

市職員を装って家庭を訪問し、排水設備（宅地内の排水管、汚水ます等）を点検・修理して多額の代金を要求するトラブルが多発しています。気を付けてください。

2. 電 気

① 日本の電気

日本の電気は100ボルトで電圧は安定しています。周波数が50ヘルツの地域(東日本)と60ヘルツの地域(西日本)があり、和泉市は60ヘルツです。外国製の電気器具など、周波数が異なると性能が落ちたり、使えなかったり、故障したりすることがあるので、気を付けましょう。

② 申し込み

電気を新しく申しこむ場合は、メインブレーカーのスイッチを入れてから、関西電力の最寄りの営業所のお客様センターに電話してください。メインブレーカーはたいてい玄関か台所周りの分電盤(電気を安全に使用するために必要な漏電ブレーカーや安全ブレーカーを1つにまとめた箱)に入っています。玄関か分電盤に関西電力への連絡票が付いていますので、記載された電話番号に電話するか、連絡票についているはがきで申し込んでください。

なお、電気の契約先は関西電力以外から選ぶこともできます。ガスやガソリンを販売している事業者や、インターネットプロバイダや携帯電話の事業者も参入していますので、自分に合った事業者・料金プランを選択してください。

③ 支払い

支払いは、検針の結果に基づいて、毎月請求書が送られてきますので、金融機関、コンビニエンスストアなどで支払ってください。あらかじめ口座振替にしておくとう便利です。

関西電力岸和田営業所 ☎0800-777-8025

URL <http://www.kepco.co.jp/service/move/index.html>

3. ガス

ガスには、パイプで送られてくる都市ガスと、各家庭などにボンベを置いて使うプロパンガスがあります。ガスの種類が違くと使用する器具も違います。ガスの種類に合わないガス器具を使うことは大変危険です。ガスの種類は大家さんやガス業者に確かめてください。

① 都市ガス

都市ガスのメーターは住居の外側にあります。そのメーターに新規契約の連絡先が書いてありますので、新しくガスを使用開始するときは、電話連絡してください。その際、住所、氏名、使用開始日、訪問時間などを聞かれます。

連絡後、係員が栓を開けに来ますので、立ち会ってください。

② プロパンガス

プロパンガスの供給エリアでは都市ガスと同じようにメーターに連絡先が書いた札がかかっています。ガス使用開始時にはその連絡先に連絡してください。プロパンガスは燃料店がボンベを運んできます。都市ガスのガス器具はそのまま使えませんので注意してください。

大阪ガスお客さまセンター ☎ 0 1 2 0 - 3 - 9 4 8 1 7

URL <http://www.osakagas.co.jp/index.html> 英語ページ有り

③ ガス漏れ

ガスは臭いがついています。漏れると臭いがします。ガス漏れが疑われるときは、すぐにガスの元栓を閉めてガス会社に連絡してください。

大阪南部の場合 ⇒ ☎ 0 1 2 0 - 3 - 1 9 4 2 4 (24時間対応)

5 - 4 情報・通信

1. テレビ

■ 2ヶ国語放送のニュース（日本語・英語）

2重音声放送が聞けるテレビが必要です。

番組名	チャンネル	放送時間
NHKニュース7	NHKテレビ（2ch）	毎日 19:00～19:30
ニュースウォッチ9	NHKテレビ（2ch）	月曜日～金曜日
Newsline	NHK BS1（衛星放送）	毎日毎正時（衛星放送なので視聴には申込みが必要 ☎0120-151515）

■ NHK放送受信料

テレビ（チューナー内蔵パソコン、ワンセグ対応端末などを含む）をもっている方は、NHK放送受信料を支払うことが法律で決まっています。

振込用紙で金融機関、コンビニエンスストアで支払うことができますが、口座振替やクレジットカード払いにしておくのが便利です。

NHK受信料契約窓口 [URL http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/](http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/)

☎0120-151515（月～金9:00～22:00（土日祝は20:00まで））

☎050-3786-5003（月～金9:00～21:00（土日祝は20:00まで））

■ 衛星放送

契約すると、英語によるニュースや映画番組を見ることができます。

	電話番号	ウェブページ
NHK BS	0570-066-066 契約：0120-151515	http://www.nhk.or.jp/bs/
SKY PerfecTV	0120-211-855	http://www.skyperfectv.co.jp/
WOWOW	0120-580-807	http://www.wowow.co.jp/

■ ケーブルテレビ

株式会社ジェイコムウェスト和泉・泉大津局

[URL http://www.myjcom.jp/tv/channel/kansai/izumi-izumiotsu.html](http://www.myjcom.jp/tv/channel/kansai/izumi-izumiotsu.html)

2. ラジオ

■NHKラジオ第2放送（828 kHz）

海外向けに制作・放送するNHKワールド・ラジオ日本ニュース・番組の一部は日本国内でも聴けます。

番組名	放送時間	
	月曜日～金曜日	土曜日・日曜日
英語ニュース	－	14:00～14:10
中国語ニュース	18:00～18:15	18:00～18:10
ハングルニュース	18:15～18:30	18:10～18:20
スペイン語ニュース	13:00～13:15	13:00～13:10
ポルトガル語ニュース	18:30～18:45	18:20～18:30
Japan&World Update（英語）	14:00～14:30	－

■FM COCOLO（76.5 kHz） URL <http://cocolo.jp/>

10カ国以上の言語で放送が行われています。

3. インターネット

インターネットを利用すると、ホームページの閲覧やEメールのやりとりなど、いろいろな情報を収集したり、情報交換ができます。携帯電話もインターネットを利用できますが、本格的に利用するにはパソコンを使った方が便利です。

パソコンを買っただけではインターネットを利用することはできません。別途「インターネットサービスプロバイダ」と契約する必要があります。

住んでいるマンションにより、回線が敷設されているところもあります。

■主なインターネットサービスプロバイダ（※この他にもプロバイダは多数あります）

	電話番号	ウェブページ	系列
OCN	0120-506-506	http://506506.ntt.com/ocn/	NTT
BIGLOBE	0120-56-0962	http://join.biglobe.ne.jp/	電機メーカー
@nifty	0120-50-2210	http://setsuzoku.nifty.com/	電機メーカー
Yahoo! BB	0120-33-4546	http://bbpromo.yahoo.co.jp/	ソフトバンク
eo光	0120-34-1010	http://eonet.jp/go/	関西電力
ZAQ	加入中のケーブルテレビ会社に問い合わせください	http://join.zaq.ne.jp/	ケーブルテレビ

■NHKワールド・オンライン URL <http://www.nhk.or.jp/>

インターネット放送で、18カ国語でニュースを聞くことができます。

また、8カ国語でニュースを読むことができます。

4. 電話

■電話の新規申込み

自宅に電話を付けるときは、公衆電話などから「☎116（日本語）」へ、携帯電話・PHSからは☎0800-2000-116にかけて、NTTに連絡してください。申し込み時には、身分証明書（パスポートまたは在留カードなど）と、一時払い金が必要です。

申し込みはウェブページからできます。

URL <https://www.ntt-west.co.jp/denwa/mousikomi/new/>

【一時払い金（別途、消費税が必要）】

	契約料	施設設置負担金	工事費※	合計額	
加入電話	800円	36,000円	不要	36,800円	長期に利用する場合 (毎月の基本料が安い)
加入電話・ ライトプラン	800円	不要	2,000円	2,800円	短期間に利用する場合 (加入時の費用が安い)

※工事の内容により、別途費用が必要な場合もあります。詳しくはNTT西日本に問い合わせてください。

■料金の支払い

毎月の料金は、基本料金と通話料などの合計です。毎月郵送されてくる請求書を持って、近くの金融機関、コンビニエンスストアなどで支払います。また、クレジットカードや口座振替で支払うこともできます。（申し込みが必要）

支払いができない場合、電話の利用を停止されることがあります。

■問い合わせ・電話サービス

申込み方法、料金、その他サービスについて詳しくはNTT西日本に問い合わせてください。

	電話番号	受付時間
NTT West Information Center (外国語受付相談センター)	0120-364-463	月曜日～金曜日 9:00～17:00 対応言語：英語、韓国語、中国語。 スペイン語、ポルトガル語
電話の新設・移転・ 各種サービスの申込みなど	116 (携帯電話・PHSは 0800-2000-116)	9:00～17:00 ※土曜・日曜・祝日も営業
電話の故障	113 (携帯電話・PHSは 0120-444-113)	24時間
電話番号案内（有料）	104	24時間
災害用伝言ダイヤル	171	災害時指定

URL NTT西日本 <http://www.ntt-west.co.jp/>

■携帯電話

携帯電話は、外出中にも持ち歩くことやEメールのやりとりができるなど便利な電話です。表示を英語に切り替えることができる機種もあります。通話料は自宅の加入電話より高くなっています。また、インターネットを利用することもできます。（別途契約）

申し込みは、携帯電話の専門店、取り扱い代理店（家電量販店など）でできます。

新規契約には、本人確認書類、携帯電話の購入代金、金融機関の届出印と預金通帳（またはキャッシュカード）またはクレジットカードなどが必要です。

携帯電話の会社はいくつかありますので、詳しくは各会社に問い合わせてください。

	電話番号	受付時間・WEBページなど
NTT docomo	0120-005-250 (外国語案内サービス)	受付時間：9：00～20：00 対応言語：英語、中国語、 スペイン語、ポルトガル語
	0120-800-000	URL http://www.nttdocomo.co.jp/
SoftBank	0088-21-2000	URL http://mb.softbank.jp/mb/ * 英語サポートは、電話をかけた後に“8” をおす (受付時間9：00～20：00)
au by KDDI	0077-7-111 (日) 0120-959-472 (英) 0120-959-476 (中) 0120-959-478 (韓) 0120-959-473 (ポル)	URL http://www.au.kddi.com/

5. 国際電話のかけ方

国際電話は、自宅の加入電話や携帯電話（別途契約が必要な場合あり）・一部の公衆電話からかけられます。詳しくは、それぞれの国際電話会社に問い合わせてください。（英語可）

	電話番号	WEBページ	識別番号
KDDI	0057	http://www.001.kddi.com/	001
ソフトバンク	0120-03-0061	http://tm.softbank.jp/consu/mer/international/	0061
NTTコミュニケーションズ	0120-506506	http://506506.ntt.com/	0033

■国際ダイレクトコールのかけ方

国際電話会社識別番号 + 010 + 国番号 + 相手先番号※

※相手先の番号が“0”で始まる場合は、最初の“0”は省きます（一部例外有り）

6. 新聞・雑誌

外国語の新聞（日刊紙、週刊誌）・雑誌は定期購読のほか、ほとんどインターネットオンラインで読むことができます。

また、大きな書店や株式会社OCSでも購入することができます。

株式会社OCS（外国で刊行されている新聞・雑誌の購読） ☎ 03-5476-8101

URL <https://www.ocs.co.jp/lifesupport/import/>

■ 日本で刊行している外国語の新聞・雑誌など

定期購読したい場合は、各社に直接お申し込みください。

	タイトル	電話番号	ウェブページ
英語の新聞 (日刊、週刊)	The Japan Times	0120-036-242	http://www.japantimes.co.jp/
	The Japan News	0120-431-159	http://www.the-japan-news.com/
英語の雑誌・ 情報誌	KANSAI Scene	06-6539-1717	http://www.kansaiscene.com/
中国語情報 誌	中日新報	06-6569-6093	http://www.chunichishinpo.com/
	中文導報（週刊）	03-6822-9881	http://www.chubun.jp/index.php
	留学生新聞（月2回）	03-5458-4173	http://www.mediachina.co.jp/

■ 和泉市内図書館（外国語の書籍や新聞も一部置いています）

図書館名	場所・電話	休館日	ウェブページ
和泉図書館	フューラル和泉3階 ☎0725-44-3071	第2金曜日	http://www.library.izumi.osaka.jp/
シティプラザ図書館	和泉シティプラザ地下1階 ☎0725-57-6670	第3金曜日	
北部リージョンセンター図書室	北部リージョンセンター1階 ☎0725-90-7512	第1金曜日	
南部リージョンセンター図書室	南部リージョンセンター1階 ☎0725-92-3811	毎週月曜日・ 第1金曜日	
にじのとしょかん	人権文化センター2階 ☎0725-47-1040	毎週月曜日・ 毎月最終金曜日	

■外国語の書籍・雑誌のある図書館

図書館名	住所・電話	休館日	ウェブページ
大阪府立中央図書館	東大阪市荒本北 1-2-1 ☎06-6745-0170	毎週月曜日 第2木曜日	http://www.library.pref.osaka.jp/
国際児童文学館			http://www.library.pref.osaka.jp/site/jibunkan ※諸外国語の子ども向け書籍・雑誌
大阪市立中央図書館	大阪市西区北堀江 4-3-2 ☎06-6539-3300	第1・3木曜日	http://www.oml.city.osaka.lg.jp/
大阪府国際交流財団 (OFIXプラザ)	大阪市中央区本町 橋2-5 マイドーム大阪 5階 ☎06-6966-2400	土・日・祝日	http://www.ofix.or.jp/info/plaza/plaza.html ※諸外国語の書籍・雑誌・新聞
大阪大学外国学図書館 (箕面キャンパス)	箕面市粟生間谷東 8-1-1 ☎072-730-5126	祝日、5月1日	http://www.library.osaka-u.ac.jp/gaikoku.php ※諸外国語の書籍・雑誌・新聞
ジェトロ・ビジネスライブラリー	大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング29階 ☎06-4705-8607	土・日・祝日、 第3火曜日	https://www.jetro.go.jp/lib/ ※国際ビジネスに関する資料

7. 手紙や荷物を送るとき

■郵便

国内外を問わず、はがきや手紙は切手を貼って赤いポストへ投函します。ポストに入らないものは郵便局に持って行きましょう。

引越しの際には、お近くの郵便局に転居届を出すと、それから1年間、旧住所宛の郵便物等を新住所に無料で転送してくれます。

【問合せ】お客様サービス相談センター（英語）☎0570-046-111

和泉郵便局 ☎0725-56-3300

■宅配便

荷物を家から家等へ配達するサービスです。荷物を包装して、業者に連絡し集荷してもらうか、コンビニなどの集荷代理店に持ち込みます。

留守中に宅配便が来たときは、不在通知メモがポストに入れられますので、メモの電話番号に連絡し、配達希望日時を指定します。

ごみについての情報提供

・冊子「家庭ごみの分け方・出し方」（無料配布）

言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語

配布場所：市役所生活環境課、和泉シティプラザ出張所、北部リージョンセンター、南部リージョンセンター、光明台サービスセンター

（※和泉市のホームページからもダウンロード可）

URL

http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/zinkenkokusai/information_for_Foreign_Residents.html

和泉市生活環境課 ☎0725-99-8122

1. ごみの出し方

- ・ごみは必ず分別し、原則、収集日の朝6時までには、決められた場所に出してください。
- ・ごみの収集日は、住所により決まっています。決められた日以外にはごみを出せません。
- ・刃先や串など、とがった物は、粘着テープや紙などで包んで、危険のないよう出してください。

2. 分別の種類

① 日常ごみ（燃えるごみ）

- ・日常ごみ（燃えるごみ）は、和泉市の有料指定袋で出してください。
※有料指定袋はコンビニ、スーパー、薬局、郵便局などで購入できます。
- ・生ごみなど水分のあるごみは、十分に水切りしてください。
- ・紙おむつは、付着した汚物をトイレに流してから捨ててください。
- ・ペットの汚物は日常ごみで出してください。

② 新分別（ペットボトル、プラスチックボトル、紙類、古着など）

次の4種類に分けて、45ℓ以下の無色透明または、白色半透明の袋に入れて、新分別収集日に出してください。

- ・ペットボトル（ラベル・キャップを外す）
- ・食品トレイ、プラスチックボトル、ペットボトルのキャップ、卵パック
- ・新聞、ちらし、ダンボール、飲料用紙パック、その他紙類、
- ・古着

③ 資源物（カン、ビン等）

次の3種類に分別して、45ℓ以下の無色透明または、白色半透明の袋に入れて、資源物回収日に出してください。

- ・アルミ缶、スチール缶、お菓子などの缶、ビン、乾電池・ボタン電池
- ・スプレー缶、カセットボンベ（必ず中身を使い切ってからごみに出してください）
- ・せともの、ガラス類、電球、

④ 粗大ごみ（有料・申込制）・蛍光灯（無料・申込制）

家具や電化製品など粗大ごみは、「粗大ごみ受付センター」に予約をしてください。

住所、氏名、電話番号、粗大ごみの数（6点まで）を伝え、収集日・手数料・受付番号を確認します。（電話・FAX・ウェブページから予約できます）

手数料分の「粗大ごみ処理券」は、コンビニ、スーパー、薬局、郵便局などで購入してください。「粗大ごみ処理券」には収集日・受付番号を記載し、粗大ごみの目立つところに貼り付けて、原則、収集日の朝6時までに出してください。

蛍光灯は、「粗大ごみ受付センター」に申込、受付番号・収集日を確認します。

破損しないように購入時等の箱などに入れて、受付番号・収集日を記入した紙を貼り、収集日当日の午前6時までに出してください。

粗大ごみ受付センター 月曜日～金曜日 9:00～15:00

☎0800-300-5374（携帯電話・PHS☎0725-45-3570）

FAX 0800-700-0530

URL <https://s-kantan.com/sodai-osaka-izumi-u/>

3. 臨時ごみ

引っ越しなどで大量にごみが出た場合は、臨時ごみとして収集を申し込むか、自分で泉北クリーンセンターに持ち込んでください。

■臨時ごみ収集申込み（有料・申込みが必要）

【料金】2t車1台 16,140円（税込）（収集運搬料 + 処分手数料）

詳しくは、市役所生活環境課（☎0725-99-8122）に問い合わせてください。

■直接搬入ごみ（有料）

- ・搬入は1日1回のみです。
- ・あらかじめごみを分別しておきます。
- ・ごみをまとめるのに、ダンボールや有料指定袋を使用しないでください。
- ・申請書の記入・押印が必要です。

申請書は和泉市役所生活環境課、和泉シティプラザ出張所、北部リージョンセンター、南部リージョンセンター、光明台サービスセンターにあります。

泉北クリーンセンター（舞町87） ☎0725-41-2030

月曜日～金曜日 12:45～16:30 【料金】搬入量10kgにつき150円

5-6 飼い犬の登録

犬を飼っている方は、飼犬登録（一頭につき1回3000円）と、狂犬病の予防注射（毎年1回）を必ずしなければなりません。また、登録した住所が変わるなど、変更があった場合は届け出が必要です。

和泉市立保健センター ☎0725-47-1551

5-7 暮らしのマナー

1. 日本人とのつきあい

- ・人と約束した時には時間を必ず守りましょう。時間に遅れる時や、行けない時には事前に必ず連絡しましょう。
- ・日本人のあいさつのしかたは、腰を曲げ、頭を下げます。
- ・あまり親しくない間柄では、深入りした質問（職業や収入、家庭のことなど）をするのは失礼にあたります。
- ・人に物事を依頼するときは、しつこく念を押したり、強い自己主張をしては相手を不快にさせます。

2. 近所づきあい

(1) あいさつ

近所の人同士のあいさつは大切です。日頃のあいさつが、後のスムーズなコミュニケーションのきっかけとなります。またお互いにあいさつをすると、防犯上の効果があると言われています。

(2) 騒音

都会では特に生活騒音に敏感な人もいます。また、子どもが原因の音に対してそれほど寛容ではありません。アパートなどの集合住宅では特に気を付けましょう。一般に夜10時を過ぎて近隣に聞こえるような音を立てるのは控えましょう。また、夜間働いて、昼間が貴重な睡眠時間になっている人もいます。自分ではそれほどの騒音でなくても、建物の構造上隣家に音がさらに大きく伝わる場合もあります。特に夜中の掃除機の使用、洗濯、人の出入り、ドアの開閉などは注意しましょう。あなたが騒音で困っている場合、集合住宅の場合は入居契約をした不動産屋さんに、それ以外の場合は、自治会の役員の人などに相談すると良いでしょう。

(3) 自治会（町内会）

地域には自治会などの隣近所の人々との親睦を図ったり、清掃、防犯などの事業を自主的に行う地元団体がたいていあります。通常さまざまな親睦行事や公共部分の清掃などの活動を行っています。

自治会への参加はあくまでも任意ですが、特に地域の行政情報などは自治会を通じて入手しやすいことも多いので便利なこともあります。また、近隣の人々と顔見知りになることは防犯上も役立つこともあるので、できるだけ参加しましょう。

(4) 回覧板

自治会に入ると「回覧板」が回ってきます。隣の人が持ってきますので、読んだら印鑑を押すか、サインをして次の人の家に持っていきます。

(5) 清掃

町内や団地によっては、それぞれ決まった日に、家の周囲や道路・近くの公園などの清掃を行います。このときは各家庭から、1名以上出て掃除や草取りをします。仕事などで普段顔を合わせない人達や近所の人との親睦を図るためにも、必ず清掃には参加しましょう。

6 妊娠・子育て・学校

6-1 妊娠したら

医療機関で妊娠の診断を受けたら、保健センターまたは保健福祉センターで届出をして、母子（親子）・父子健康手帳の交付を受けてください。母子（親子）健康手帳は、母親と子どもの健康状態、成長発達や予防接種を記録する大切なものです。父子健康手帳は、父親が妊娠、出産、育児について理解し、育児の手助けとなるよう活用してください。また、「妊婦健康診査受診券」、「妊婦歯科検診受診券」、「乳児一般健康診査受診券」、「マタニティマーク」が配布されます。妊婦健診や出産のとき、出産後に子どもの予防接種、病院や健診に行くときは、母子（親子）健康手帳を持って行きましょう。

1. 各種サービス（基本的に無料ですが、回数などに制限がある場合があります。）

項目	対象	内容	問合せ先
母子（親子）健康手帳・父子健康手帳の交付	医療機関で妊娠と診断された妊婦※外国語版の母子健康手帳有り	妊娠届出書を記入し、母子（親子）・父子健康手帳と親子健康手帳別冊の交付・マタニティマーク配付	保健センター ☎ 0725-47-1551
妊婦健康診査	妊婦 ※親子健康手帳別冊に受診券有り	大阪府内の産婦人科で、妊婦健診にかかる費用の一部を公費で補助	
妊婦・乳児一般健康診査補助金	他府県で妊婦・乳児一般健康診査を受診した妊婦および乳児	他府県で妊婦・乳児一般健康診査を受診したため、受診券を使用できなかった健康診査費を補助	保健福祉センター ☎ 0725-57-6620
両親教室	妊婦とその家族	赤ちゃんのお世話、育児のコツ、交流会等	
妊産婦・健康・育児相談	妊婦または乳幼児のいる家族	子どもの健康や育児に関すること、妊娠や出産に関することなどを気軽にご相談ください。保健師・栄養士・歯科衛生士などが、随時ご相談に応じます。	こども未来室 ☎ 0725-99-8136
妊婦歯科検診	妊婦（妊娠中1回） ※親子健康手帳別冊に受診券有り	市内の歯科医院で問診・口腔内診察（むし歯や歯肉の状態の診察）が受けられます。	
助産施設入所制度	生活保護受給世帯や市府民税非課税世帯などの世帯に属する妊産婦	指定の助産施設においてその出産費用を助成する制度 ※ご利用に当たっては条件がありますのでお問い合わせ下さい	

2. 他市から転入された妊婦の方（必要な物を持参のうえ、下記窓口へお越しください）

- ・「妊娠届出」がまだの方⇒マイナンバー通知カード、身分証明書（在留カード）持参
- ・「妊娠届出」提出済みの方⇒母子（親子）健康手帳・転入元の市の妊婦健康診査受診券持参

和泉市立保健センター ☎0725-47-1551

和泉市保健福祉センター ☎0725-57-6620

6-2 赤ちゃんが生まれたら

1. 各種届出

必要な届出と時期	内 容	必要なもの	問合せ先
出生届の提出 (出産後 14 日以内)	出生の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・出生証明書 ・母子(親子)健康手帳 ・届出人の印鑑(認印) 	市民室 ☎0725-99-8119
特別永住許可申請	特別永住者カードの 交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・出生証明書 ・住民票 ・届出人(父・母)の特別 永住者証明書 	和泉シティプラザ 出張所 ☎0725-57-6610
在留許可申請	在留カードの申請	※入国管理局に確認	大阪入国管理局 ☎06-4703-2100
医療保険加入 (出産後 14 日以内)	社会保険加入者	※勤務先に確認	勤務先
	国民健康保険加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カードなど公的機関 が発行する写真付書類 ・印鑑 	保険年金室 ☎0725-99-8128
出産育児一時金 (出産後 2 年以内)	社会保険加入者が出 産、または妊娠 85 日 以上の流産・死産	※勤務先に確認	勤務先
	国民健康保険加入者 が出産、または妊娠 85 日以上の流産・死 産	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・印鑑 ・出産にかかった費用の領 収証 ・世帯主名義の銀行口座番 号 ・直接支払制度に係る合意 文書の写し ・妊娠 85 日以上の流産・ 死産の場合は死産証明 または死胎火葬許可証 	保険年金室 ☎0725-99-8128
こども医療費	健康保険証などを使 って病院などにかか ったときの保険適用 の医療費の一部を公 費で負担	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康保険証 ・印鑑 ・転入者は所得証明書 	こども未来室 ☎0725-99-8136
児童手当 (出産後 15 日以内)	児童を養育している 人に支給(所得制限あ り)	<ul style="list-style-type: none"> ・請求者の健康保険証 ・振込先口座の分かるもの ・印鑑 ・転入者は所得証明書 ・マイナンバー 	

※代理申請の場合は上記の「必要なもの」に加え、委任状・代理人の免許証又はパスポートなど公的機関が発行する写真付き証明書及び代理人印鑑が必要です。

※在留許可・社会保険加入者の届出以外は、和泉シティプラザ出張所でも取り扱っています。

和泉シティプラザ出張所 ☎0725-57-6610

2. 両親ともに外国籍の場合

両親ともに外国籍で、子どもが日本国籍を持たない場合は、つぎの手続きも忘れずに行いましょう。

- ①大阪入国管理局で「在留資格の取得」の申請（生まれた日から30日以内）ただし、60日以内に出国する場合は必要ありません。
- ②本国への届出（在日大使館や領事館に問い合せましょう（P90～参照））

3. 乳児健診・相談

項目	対象・内容	問合せ先
新生児訪問指導 助産師訪問	生後6か月までの乳児のいる家庭 （新生児訪問は、生後1か月まで） ※助産師や保健師が家庭訪問し、育児の相談にお応えします。希望される場合はご連絡ください。	
こんにちは赤ちゃん 事業（乳児家庭全戸 訪問事業）	生後2～3か月頃の乳児のいる家庭 ※保健師または保育士等と民生委員・児童委員などが訪問し、子育て情報をお伝えします。事前にはがきで案内します	
乳児一般健康診査	1歳未満の乳児 問診、診察、保健指導など ※親子健康手帳別冊の受診券で決められた検査のみ1回限り使用できます	
乳児後期健康診査	満9か月～1歳未満の乳児 4か月児健康診査時に受診券を配付	保健センター ☎0725-47-1551
乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児 ※保健センター、保健福祉センターで実施。対象者には個別通知します。	保健福祉センター ☎0725-57-6620
いずまるあかちゃん くらぶ	1歳未満の乳児と保護者 授乳や離乳食をテーマにした交流会	
離乳食講習会「スプ ーンレッスン」	4～5か月児の保護者 栄養士の話、調理実演など	
キッズ歯みがき教室	1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児歯科健康診査の結果、虫歯になる危険性の高い幼児（希望者も参加できます）	
妊産婦・健康・育児 相談	出産後のお母さんや乳幼児の健康、育児について相談できます	
子育て相談	育児全般での困りごと、子どもの発達について相談できます	子育て支援センターぶらんこ ☎0725-45-7010 クリアール子育て支援センター ☎0725-55-8355 子育て支援センターハッピーランド ☎0725-41-5333 子育て支援センターひかり Greenwell☎0725-56-2002 認定こども園横山きのみ保育園 子育て支援センター「おひさま」 ☎0725-90-2501

6-3 予防接種

予防接種手帳や母子（親子）健康手帳と併せてご覧ください。予防接種手帳は出生届時に配布しています。市内の予防接種実施医療機関に事前申込みの上、母子（親子）健康手帳を持参して接種してください。市外から転入し和泉市の予診票を持っていない人や特別な事情により市外で予防接種を希望する人、予防接種や副反応については、保健センター（☎0725-47-1551）または保健福祉センター（☎0725-57-6620）にご相談ください。

■ 予防接種の種類と受け方

予防接種名	対象年齢	接種回数	受け方
ヒブ	2か月～ 5歳に至るまで	生後2～6か月で開始した場合 初回3回 追加1回 →合計4回	1回目 → 2回目 → 3回目 → 追加 ※1→2回目と2→3回目は、27日以上間隔をあける ※3回目→追加は、7か月以上間隔をあける
小児用肺炎球菌	2か月～ 5歳に至るまで	生後7か月以降に接種を開始する場合は接種回数が異なります	1回目 → 2回目 → 3回目 → 追加 ※1→2回目と2→3回目は、27日以上間隔をあける ※3回目→追加は、60日以上かつ1歳の誕生日以降に接種
B型肝炎	1歳に至るまで	3回	1回目 → 2回目 → 3回目 ※1→2回目は、27日以上間隔をあける ※2→3回目は、6日以上間隔をあけ、かつ1回目から3回目は139日以上の間隔をあける
BCG	1歳に至るまで	1回	標準的接種期間は生後5か月～8か月
4種混合（3種混合+ポリオ）	第1期 3か月～ 7歳6か月に 至るまで	初回3回 追加1回 →合計4回	1回目 → 2回目 → 3回目 → 追加 ※1→2回目と2→3回目は、20日以上間隔をあける ※3回目→追加は、6か月以上（標準的には1年から1年6か月までに）で接種
2種混合（ジフテリア・破傷風）	第2期 11～13歳未満 標準対象学年小学校6年生	1回	乳幼児期に混合接種でジフテリアと破傷風の予防接種を3回以上接種している人が接種
麻しん風しん混合（MR）	第1期 1歳～2歳に 至るまで	1回	麻しん（はしか）・風しん（3日はしか）にかかった人は、かかっていない病気のワクチンを接種することができます
	第2期 小学校就学前の1年間	1回	
水痘	1歳～3歳に至るまで	2回	1→2回目の間隔は3か月以上あける
日本脳炎	第1期 3歳～7歳6か月に 至るまで	初回2回 追加1回 →合計3回	1回目 → 2回目 → 追加→第2期 ※1→2回目は、6日以上間隔をあける ※2→追加は6か月以上間隔をあける
	第2期 9～13歳未満	1回	

■日本脳炎の特例

・1996年4月2日～2007年4月1日生まれの人は、20歳に至るまでの間、不足した接種回数分（最大4回まで）を接種できます。

・2007年4月2日～2009年10月1日生まれの人は、1期（3歳～7歳6か月に至るまでに3回接種）を完了できなかった場合、第2期対象年齢（9歳以上13歳未満）に不足している回数を接種できます。

① 予防接種の対象年齢で、「〇歳に至るまで」と「〇歳未満」はともに誕生日の前日までという意味です。

② 定期予防接種（公費負担）

- ・各予防接種の対象年齢内の人
- ・法律で決まっている接種回数内の人

和泉市立保健センター ☎0725-47-1551

和泉市保健福祉センター ☎0725-57-6620

6 - 4 子育ての相談・支援窓口

各種相談窓口

内 容	日 時	問合せ先
子どもの健康や育児に関する こと	月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:15	保健センター ☎0725-47-1551 保健福祉センター ☎0725-57-6620
子育て相談	月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00	各子育て支援センター 【P.67 参照】
子どもの教育に関すること	月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00	教育センター ☎0725-58-7163
子育てに関する悩み、 児童虐待等	月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:15	こども未来室 （子育てなんでも相談センタ ー） ☎0725-99-8135
	月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:45	大阪府岸和田子ども家庭セン ター虐待通告専用ダイヤル ☎072-441-0125
	土曜日・日曜日・祝日・年末年 始 平日は 17:45～翌日 9:00	夜間・休日虐待通告専用電話 ☎072-295-8737
	24 時間・365 日	児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

6 - 5 特定不妊治療費助成

大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業の承認を受けている人に対して治療費の一部助成をします。

【助成額】 治療に要した費用から、大阪府の特定不妊治療費助成額を控除した額。
ただし、1回5万円まで。助成回数など、詳しくはお問い合わせください。

和泉市立保健センター ☎0725-47-1551

6-6 保育園・認定こども園・幼稚園

1. 保育園・認定こども園

保護者が仕事や病気、介護などで、家庭で保育することができない児童を、保護者の委託を受け一定時間保育することを目的とする児童福祉施設です。

① 市内にある保育園・認定こども園の種類

- ・公立・民間保育園
- ・幼保連携型認定こども園
- ・幼稚園型認定こども園
- ・小規模保育事業

② 入園の資格…保護者のいずれもが次のような理由で、保育することができないと認められ、かつ、同居の親族その他の人が当該児童を保育することができないと認められる場合。ただし、保育園の定員に余裕がないときは入園できません。

- ・昼間に居宅外で労働していること。
- ・昼間居宅内で日常の家事以外の労働をしていること。
- ・妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。
- ・長期間の療養が必要な病気やけがなどをしたり、あるいは身体や精神に障がいを持っていること。
- ・ねたきりの病人や、障がい者（児）など同居の親族を常時介護していること。
- ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ・市長が認める前各号に類する状態にあること。

③ 対象年齢

次ページの表のとおりです。園によって、保育年齢が異なります。

※9週から6か月未満の入所を希望される人は、産休・育休に関する証明が必要となります。定員に一定の制限があります。

④ 保育時間

次ページの表のとおりです。園によって、保育時間が異なります。

※午後6時30分を超える場合は別途利用料金が必要です。ただし、夜間保育園については午前9時～11時に別途料金が発生しますので午後6時30分以降の料金の加算はありません。入所申込書類はこども未来室または市内の保育園・認定こども園・小規模保育園にあります。また、可能な範囲で心身に障がいをもつ児童の保育も行っていますので、希望される人はこども未来室まで相談してください。

和泉市こども未来室 ☎0725-99-8137

⑤ 市内保育園・認定こども園等一覧（こども未来室 ☎0725-99-8137）

施設名	所在地	電話番号 (0725)	定員	保育年齢	開園時間	保育・基本時間
					平日・土曜日	
公立保育園						
国府第一保育園	井ノ口町 6-42	43-2626	150	9週～	7:00～19:00	9:00～17:00
国府第二保育園	府中町 5-6-33	44-7722	120	6か月～		
和泉保育園	伯太町 2-5-16	41-5811	120	6か月～		
芦部保育園	芦部町 250	41-1297	120	6か月～		
北池田保育園	池田下町 1984-1	55-0569	120	9週～		
緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘 3-1-12	54-2500	120	6か月～		
北松尾保育園	いぶき野 2-27-1	54-0438	130	6か月～		
鶴山台第一保育園	鶴山台 2-2-6	44-1771	120	9週～		
くすのき保育園	王子町 2-8-25	44-9170	120	6か月～		
民間保育園						
みなまつ保育園	松尾寺町 1525-5	53-3004	90	9週～	7:30～19:30	
夜間保育園いぶきのほしぞら	いぶき野 5-5-5	50-4000	20	9週～	9:00～22:00	
幼保連携型認定こども園						
認定こども園 園横山きのみ保育園	仏並町 358-11	90-2501	90	9週～	7:30～19:30	9:00～17:00
認定こども園 あいしゅう幼稚園	王子町 1118-59	41-1943	90	9週～	7:30～19:00	8:30～16:30
認定こども園 新光明池幼稚園	伏屋町 3-5-22	55-2199	123	6か月～	7:30～18:30	
認定こども園 Kids まゆみ	黒鳥町 1-5-3	45-9815	191	9週～	7:30～19:30	9:00～17:00
幼保連携型認定こども園 池上わかばこども園	池上町 3-14-55	41-1441	90	9週～		
幼保連携型認定こども園 信太保育園	尾井町 2-7-4	46-0471	130	9週～		
認定こども園 いぶきの Pre School	いぶき野 5-5-5	50-4000	160	9週～		
幼保連携型認定こども園 すいせん保育園	今福町 2-1-1	44-0055	140	9週～		
認定こども園 ひかり Green Well	光明台 3-3-1	56-2002	180	9週～		
認定こども園 はつがの国際こども園	はつが野 5-12-1	90-6788	150	9週～		
認定こども園 上代幼稚園	上代町 138-3	41-2153	75	6か月～	7:00～19:00	
認定こども園 和泉チャイルド幼稚園	王子町 2-1-52	41-2996	96	6か月～	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:30	8:30～16:30
幼保連携型認定こども園 てらかど保育園	寺門町 2-7-5	41-3337	150	9週～	7:30～19:30	9:00～17:00
幼保連携型認定こども園 クリアール保育園	いぶき野 5-3-7	58-1555	174	9週～	7:00～20:00	
認定こども園 さいわいこども園	幸 2-7-44	41-1385	120	9週～		
幼保連携型認定こども園 たつのおか保育園	三林町 1273-2	57-2227	150	9週～		
幼稚園型認定こども園						
認定こども園 光明台幼稚園	光明台 3-6	56-2661	74	1歳6か月～	7:30～19:00	9:00～17:00
小規模保育園						
みのり小規模保育園	池田下町 2263-2	57-8600	19	9週～	7:30～19:30	9:00～17:00

2. 幼稚園

学校教育法に基づいて幼児を保育し、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。

① 市内市立幼稚園一覧

名称	所在地	電話番号（0725）
国府幼稚園	府中町4-14-8	41-0788
伯太幼稚園	伯太町2-14-5	41-0799
北松尾幼稚園	いぶき野2-27-2	54-2066
北池田幼稚園	池田下町1670	56-2737

② 市立幼稚園について

対象	4歳児～（国府幼稚園のみ3歳児～）
手続き	入園申込書（各園で配布）
通園	保護者の送迎が必要
昼食	月・火・水・金曜日は給食、木曜日はおにぎり持参
教育時間	月・火・木・金曜日 9:00～15:00 水曜日 9:00～13:00 ※園により若干異なります

③ 市内私立幼稚園一覧

名称	所在地	電話番号（0725）
和泉幼稚園	府中町6-2-38	45-0555
和泉カトリック幼稚園	弥生町2-7-1	43-0807
和泉緑ヶ丘幼稚園	緑ヶ丘3-4-32	53-1261
鶴山台国際幼稚園	鶴山台3-1-3	43-1888
鶴山台明德幼稚園	鶴山台1-17-1	45-2181
聖ヶ岡幼稚園	太町133-1	41-0813
ひばり幼稚園	寺田町2-2-2	41-4535
双百合幼稚園	唐国町4-4-11	54-1770

④ 幼稚園奨励金など

私立幼稚園（満3歳～5歳児）に通園させている場合、保護者の市民税額に応じた保育料などの減免・補助制度があります。詳しくはお問い合わせください。

和泉市こども未来室 ☎0725-99-8137

3. 一時預かり（こども未来室 ☎0725-99-8137）

生後6か月～5歳の就学前児童を対象に、保護者が仕事や病気で一時的に保育が困難になった時、子どもを預けることができます。申し込みは各園へ。

施設名	所在地	電話番号（0725）
【公立園】		
国府第一保育園	井ノ口町 6-42	43-2626
和泉保育園	伯太町 2-5-16	41-5811
【民間園】		
幼保連携型認定こども園クリアール保育園	いぶき野 5-3-7	58-1555
認定こども園さいわいこども園	幸 2-7-44	41-1385
みなまつ保育園	松尾寺町 1525-5	53-3004
幼保連携型認定こども園たつのおか保育園	三林町 1273-2	57-2227
認定こども園横山きのみ保育園	仏並町 358-11	90-2501
認定こども園あいしゅう幼稚園	王子町 1118-59	41-1943
認定こども園新光明池幼稚園	伏屋町 3-5-22	55-2199
幼保連携型認定こども園信太保育園	尾井町 2-7-4	46-0471
認定こども園いぶきの PreSchool	いぶき野 5-5-5	50-4000
認定こども園ひかり Green Well	光明台 3-3-1	56-2002
認定こども園はつがの国際こども園	はつが野 5-12-1	90-6788
認定こども園和泉チャイルド幼稚園	王子町 2-1-52	41-2996

■保育時間

公立園 月曜日～金曜日 9：00～17：00

土曜日 9：00～12：00

民間園 月曜日～土曜日 9：00～17：00

（ただし事情により前後1時間の延長保育（有料）あり）

■利用基本料金（飲食物費400円を含む）

6か月～2歳児 日額3200円

3歳児 日額1900円

4～5歳児 日額1800円

生活保護世帯、市民税非課税世帯は
飲食物費のみ

■休日保育が必要なとき

保護者の就労などで日曜、祝日の保育が必要な時はお問い合わせください。

和泉市こども未来室 ☎0725-99-8137

認定こども園新光明池幼稚園 ☎0725-55-2199

4. 病児・病後児保育（こども未来室 ☎0725-99-8136）

市内の保育所・小学校などに通う児童が病気やケガのとき、一時的に預かる場所があります。（有料・予約が必要）

病児保育 (小3まで)	なかじまクリニック 病児保育ポツぽ	唐国町町 2-7-86 ☎0725-51-0037	月～金曜日 8:30～18:00	1日 2500円 (市外の方は 1日 4000円)
病後児保育 (小3まで)	老木レディースクリニ ック 病後児保育 バンビーニ	あゆみ野 1-4-1 ☎080-3850-1492 ※発熱・隔離の場合は 要相談	月～金曜日 7:30～19:30	3歳未満 1日 2400円 3歳以上 1日 1000円

※非課税世帯、生活保護世帯は減免されます。

※持ち物など詳細については、予約の際に確認してください。

5. ショートステイ・トワイライトステイ

ショートステイ	18歳未満の 子どもが対象	保護者が病気や看護などで一時的に子どもの養育が困難となった場合、または母子が緊急一時的に保護を必要とする場合	1日 24時間、 7日以内の範囲で利用可能
トワイライトステイ	小学生対象	ひとり親家庭などで仕事で帰宅が遅くなるため、生活指導や家事の面などが困難なとき	午後 6 時～午後 10 時

※事前にこども未来室に連絡が必要です。

※申請の際には、印鑑（またはサイン）、健康保険証等が必要です。

※利用料金は所得により異なります。

※ショートステイ・トワイライトステイどちらも、保護者による送迎が必要です。

和泉市こども未来室

☎0725-99-8136

6 - 7 小学校・中学校

1. 義務教育（和泉市教育委員会指導室 ☎0725-99-8159）

日本の教育は小学校から中学校までの9年間が義務教育となっています。この間は学費・教科書代は無料で、定められた公立学校に行くことができます。ただし、教科書以外の副教材や学校給食費、校外活動費などが別に必要です。

《学校の1年》

4月初旬～7月下旬	1学期
7月下旬～8月末	夏休み
9月～12月下旬	2学期
12月下旬～1月初旬	冬休み
1月初旬～3月下旬	3学期
3月下旬～4月初旬	春休み

■小学校

6歳の4月に入学

■中学校

12歳の4月に入学

日本の国籍を持つ子どもには、地元の教育委員会から就学通知が郵送されてきますので、記載の学校へ所定の日に入学することになります。

外国籍の子どもで日本の公立小中学校への入学を希望する場合は、地元の教育委員会に申し出れば就学通知が受けられます。（新入学の場合）

また、以前から府内に住民登録をされて住んでおられる人には、その子どもが学齢期に達すると、市町村の教育委員会から就学案内が送付されますので、必要事項を記入して提出します。年度途中の入学も可能ですので、各市町村の教育委員会に相談して下さい。

国立・私立の小学校、中学校もありますが、別途授業料などが必要です。詳しくは各学校に問い合わせてください。入学試験を受けることが必要なところがほとんどです。

2. 義務教育以降

義務教育を終えると、高等学校があります。高等学校には各科目を広く学習する普通科のほか、工業などの専門知識を主体に学習する学科などさまざまな学科があります。

高等学校に入学する要件などは、公立の高等学校については大阪府教育庁、または設置市の高校教育担当課に、私立の高等学校についてはそれぞれの学校に問い合わせてください。

3. 重国籍児童の小学校入学

子どものご両親のどちらかが外国人の場合、子どもは日本の国籍と外国の国籍を持つ「重国籍者」である可能性があります。日本人として住民登録をしている場合、和泉市教育委員会では、日本国籍を持つことに基づき、満6歳になる年度に日本の小学校への就学通知を送付しています。

重国籍の場合、一定の手続きを行えば日本の義務教育以外の教育を行う学校（民族学校やインターナショナルスクール）への就学を選択することも可能です。

4. 転校の手続き

■転入してきたとき

・市民室で転入手続きをし、住民異動届の写しを持って教育委員会指導室で手続きしてください。

※和泉シティプラザ出張所でも手続きできます。

・教育委員会指導室または和泉シティプラザ出張所で異動通知書（転入）をもらい、転出校の「在学証明書」と「教科書給与証明書」を添えて、指定された学校へ提出してください。

※国立・私立の学校に在籍中または就学を希望する場合は各学校へお問い合わせください。

■市内転居で学校を転校するとき

・校長から「転校に関する証明願」の発行を受けてください。

・市民室で転居手続きを行い、住民異動届の写しを持って教育委員会指導室で手続きしてください。

※和泉シティプラザ出張所でも手続きできます。

・教育委員会指導室または和泉シティプラザ出張所で異動通知書 2 部（転出・転入）をもらい、今まで通学していた学校へ異動通知書（転出）を提出し学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」の発行を受けてください。

・転出校で受けた「在学証明書」と「教科書給与証明書」、教育委員会指導室で受けた異動通知書（転入）を添えて、指定された学校へ提出してください。

■市外の学校に転校するとき

・校長から「転校に関する証明願」の発行を受けてください。

・市民室で転出手続き（転出日の 2 週間前から可能）をして、住民異動届の写しを持って教育委員会指導室で手続きしてください。

※和泉シティプラザ出張所でも手続きできます。

・教育委員会指導室または和泉シティプラザ出張所で異動通知書（転出）をもらい、今まで通学していた学校へ提出。学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」の発行を受けてください。

・転出先の市町村へ各種証明書を提出し、転入手続きをしてください。

5. 留守家庭児童会（仲よしクラブ）

放課後から夕方まで保護者全員が週3日以上、就労等で在宅していない小学1～6年生の児童を対象に、放課後における安全適切な遊び場および生活の場を提供し、児童の健全育成の向上を図ることを目的として行っています。

【開設時間】

平日：授業終了～午後7時

土曜日、春・夏・冬休み期間中等：午前8時～午後7時

※午後6時～7時の延長保育を希望する場合は、別途申込みと追加費用が必要です。

※学校行事等の関係で、臨時に開設日及び時間を変更する場合があります。

和泉市生涯学習課 ☎0725-99-8161

6. 就学が困難なとき

■就学援助制度

経済的な理由によって、公立小・中学校・義務教育学校及び府内中学校夜間学級への就学が困難な家庭に、子どもの就学に必要な費用について、一定の援助を受けることができます。

※所得制限があります。

和泉市教育委員会指導室 ☎0725-99-8159

■奨学金制度

経済的理由のために、公立・私立高等学校等への就学が困難な生徒本人に、奨学金を貸付けます（無利子）。※資格条件と所得制限があります。

和泉市教育委員会指導室 ☎0725-99-8160

7. 日本語サポート

■語学指導員

海外帰国・渡日した児童生徒の、学校での日本語習得のための支援等を行います。詳しくはお問い合わせください。

和泉市教育委員会指導室 ☎0725-99-8160

■日本語サロン

日本語や日本での暮らしについて、学ぶことができます。参加費は無料です。

木曜日：午後7時～8時30分 フュール和泉3階集会室

金曜日：午後6時30分～8時 和泉シティプラザ3階学習室

参加したいときは、事前に申込みが必要です。

和泉市人権・男女参画室 ☎0725-99-8115

8. 小・中学校多言語情報

■大阪府「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」

大阪府教育庁では、外国人児童・生徒の学校での生活をサポートするためのウェブページ「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」を開設しています。

URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikoku/>

・多言語による学校生活サポート情報

「子どもたちへの情報」は主に日本での学校生活や進路について、「保護者の方への情報」は就学手続きや通訳・奨学金などの支援制度、不登校の相談についてなど、さまざまな情報が掲載されています。

対応言語：日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、インドネシア語

・多言語版小学校入学準備ガイドブック

対応言語：日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語

・「進路選択に向けて」（中学生の進路選択のための資料）

対応言語：日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語

■外国人児童生徒のための就学ガイドブック

文部科学省が作成した就学案内です。

URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語

9. 市内小・中学校・義務教育学校一覧

名称	住所	電話番号(0725)
【小学校】		
国府小学校	府中町2-5-20	41-0095
和気小学校	和気町4-9-1	44-2253
伯太小学校	伯太町2-24-22	41-0096
池上小学校	池上町3-14-45	45-3840
黒鳥小学校	黒鳥町1-6-5	43-0838
芦部小学校	芦部町224-3	41-0097
北池田小学校	池田下町1670	55-0169
いぶき野小学校	いぶき野3-3-1	57-0035
南池田小学校	納花町181	55-0076
緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘3-4-1	54-2366
青葉はつが野小学校	はつが野1-50-1	53-3990
北松尾小学校	唐国町3-3-19	54-0066
横山小学校	北田中町183	92-0061
南横山小学校	父鬼町1506	99-0004
幸小学校	幸2-3-1	44-2330
信太小学校	尾井町2-8-17	43-1007
鶴山台北小学校	鶴山台1-9-1	44-1503
鶴山台南小学校	鶴山台4-1-1	43-1717
光明台北小学校	光明台1-35-1	56-6700
光明台南小学校	光明台3-8-1	56-3200
【中学校】		
和泉中学校	伯太町1-2-1	41-0094
郷荘中学校	寺門町1-14-35	44-2256
石尾中学校	万町930	55-0157
北池田中学校	いぶき野3-4-1	57-0081
南池田中学校	鍛冶屋町226	56-5211
槇尾中学校	仏並町198	92-0004
富秋中学校	富秋町2-2-89	45-3000
信太中学校	鶴山台1-1-1	41-2250
光明台中学校	光明台1-28-1	56-3220
【義務教育学校】		
南松尾はつが野学園	はつが野6-45-1	51-7162

※南横山小学校以外の小・中学校・義務教育学校は、災害発生時の避難所にもなっています。

7 交通

7-1 交通機関

1. 電車（JR・私鉄・地下鉄）

乗車券（切符）はふつう自動販売機で買えます。行き先までの料金を料金表で確かめて買います。間違えて買ってしまったときは、改札口を通る前に駅員に取り替えてもらいます。その他、以下のようなサービスがあります。

- ・イコカ（ICOCA）：JRで使えるプリペイドカード（ICカード）。乗車前に入金すると、下記ピタパ交通機関を含め、全国のICマークのある鉄道・バスでも使用できます。
- ・ピタパ（PITAPA）：JRを除く関西圏の私鉄・地下鉄・ピタパマークがついているバスのポストペイドカード（ICカード）
- ・定期券・回数券：特定の区間を事前に買うことで割引になります。回数券は11枚セット、定期券は1カ月、3カ月、6カ月のいずれかの期間で買います。

2. 路線バス

路線バスでは、車掌はいません。乗る前にバスの行き先をよく確認しましょう。バスの行き先はバスの前後の窓の上に書かれています。運賃はどこまで行っても同じ場合と距離に応じて金額が変わる場合があります。金額が異なる場合は、乗車時に整理券を受け取ります。運賃表と整理券の番号を確かめて、運賃を降りるときに料金箱に入れます。小銭を用意しておきましょう。降りるときは、バス停のアナウンスがあった後、押しボタンを押して運転手に知らせます。

3. タクシー

タクシーに乗るときは、車が止まりやすい場所で、フロントに赤のランプで「空車」と表示されている車に、手を挙げてタクシーを止めます。駅前などにはタクシー乗り場があります。タクシーに乗ったら運転手に行き先をはっきり伝えます。行き先を書いたメモや地図があれば便利です。料金は距離と時間によって決まります。5000円札、10000円札での支払いはおつりがないことがあるので、気をつけましょう。

4. 交通機関での落とし物

名称	住所	電話番号
JR 和泉府中駅	府中町 1-1-18	0570-00-2486
南海バス(株)光明池営業所	光明台 1-39	0725-56-3931
泉北高速鉄道和泉中央駅	いぶき野 5-1-1	0725-55-5333

7-2 自転車

■ 自転車を買う

自転車は自転車店やホームセンターなどで買うことができます。買った店で防犯登録をしなければいけません。また、大阪府自転車条例により、自転車保険への加入が義務付けられています。（いずれも有料）

■ 自転車の置き方

自転車は歩行者などほかの人の通行の邪魔にならないように置きましょう。特に駅の周りは、条例で自転車を置いてはいけないと決められた場所があります。その場所に置くと、特にお年寄りや目の不自由な方々の駅の利用の邪魔になります。

違反してとめると強制的に自転車を所定の保管場所に移されることがあります。移動されると、保管料や移動料を払わないと自転車を返してもらえない場合があります。撤去後、一定の期間保管されますので、その間に自転車を引き取りに行ってください。自転車を撤去された場所、日時を伝え、自転車を返してもらおう場所や料金、時間を市役所で聞いてください。

和泉市道路河川室 ☎0725-99-8145

■ 自転車を盗まれたとき

もし、自転車を盗まれたら近くの交番に届け出ましょう。盗難にあった自転車がみつかる
と警察から連絡があります。自転車には住所と名前を書いておきましょう。

和泉警察署 ☎0725-46-1234

■ 自転車を拾わない

たとえ自転車が捨ててあっても、それは誰かが盗んで放置している場合があります。自転車の盗難届が出ていた場合、その自転車に乗っているとトラブルに巻き込まれることがありますので、自転車は拾わないようにしましょう。

■ 交通ルール

自転車の通行は車道が原則です。車道は左端に寄って通行しなければなりません。車と同じように、信号も守らなければなりません。二人乗りは禁止されています。（ただし、6歳未満の幼児1人を幼児用乗車装置に乗せて、16歳以上の人が運転する場合を除く）

歩道は通行可の標識などがあるところ以外は原則通行できませんが、車道を通行することが危険な場合は、歩道を通行することができます。その時は、歩道の中央から車道寄りを通行し、歩いている人の邪魔になる時は、一時停止、または自転車から降りてください。

夜間は必ずライトをつけて乗りましょう。大阪府では携帯電話を使用しながらの自転車運転も禁止されています。

7-3 運転免許

日本で自動車やバイクを運転するときには、運転免許が必要です。運転するときには、必ず運転免許証を携帯し、車検証を車両に積まなければいけません。

1. 外国免許証から日本免許証への切り替え

詳しくは、運転免許試験場（門真・光明池）にお問い合わせください。

門真運転免許試験場

門真市一番町 2 3 - 1 6

- ・京阪電車「古川橋」駅→京阪バス「免許試験場前」
- ・京阪電車「古川橋」駅から歩いて約 1 5 分（約 1.2 km）

☎ 0 6 - 6 9 0 8 - 9 1 2 1

光明池運転免許試験場

和泉市伏屋町 5 - 1 3 - 1

泉北高速鉄道「光明池駅」から歩いて約 5 分（約 4 0 0 m）

☎ 0 7 2 5 - 5 6 - 1 8 8 1

■切替の条件（すべての条件を満たしていることが必要）

- ・有効な外国の運転免許証を所持していること
- ・外国の運転免許証を取得後、取得国での滞在が通算して 3 か月以上あることが免許証及びパスポート等で確認できること
- ・住所地が大府内であること ⇒ 申請は、住所地を管轄する都道府県警察の運転免許試験場でできます。大阪府内に住んでいる人は、光明池運転免許試験場または門真運転免許試験場で手続きできます。

■必要なもの

- ・外国の運転免許証（交付日の記載がない、または複数の免許種類をお持ちの場合などは、各免許の交付日が確認できる免許の経歴証明書などが必要です）
- ・外国の運転免許証の表裏のコピー
- ・外国の運転免許証の日本語による翻訳証明書（取得国在日領事館または日本自動車連盟（JAF 大阪支部 ☎ 0 7 2 - 6 4 5 - 1 3 0 0）で翻訳したもの）
- ・パスポート（更新している場合は古いパスポートも必要です）
パスポートに取得国のスタンプが押印されていない場合は、滞在を証明する書類が必要となる場合があります。（EU 圏の免許証をお持ちの方は必ず滞在証明が必要です）
- ・パスポートコピー（空欄ページ以外はすべてコピーが必要です）
- ・国籍等が記載された住民票写し（住民基本台帳法の適用を受けない場合は、在留カードなど免許申請する住所に滞在していることを証明する書類） ⇒ 外国人登録証明書は不可
(次ページにつづく)

- ・写真1枚（6か月以内に撮影した写真で、縦3cm×横2.4cm、帽子なし、前を向いた、胸から上の写真で、後ろに何も映っていない写真）
 - ・筆記具（黒または青色のボールペン）
 - ・手数料
- ◎過去に日本の運転免許証を取得されていた方で、失効した日本の運転免許証をお持ちの方は、持参してください。
- ◎申請種目が複数の場合は、種目数に応じた枚数が必要です。
- ◎日本語の会話が難しい方は、通訳できる方とお越してください。
- ◎審査の結果、前記以外にも書類の提出が必要となる場合があります。必要なもの、手数料、試験など詳細については、運転免許試験場（前ページ参照）に直接お問い合わせください。

2. 外国免許証の翻訳

外国免許証の翻訳は、日本自動車連盟（JAF）が有料で行っています。

【必要なもの】

- ・外国運転免許証（原則として原本。中華人民共和国免許証の場合は副頁、フィリピン共和国免許証の場合は、オフィシャルレシート等が必要）
- ・在留カードまたは住民票コピー等（アラビア語やロシア語で記載された免許証や、大韓民国・タイ王国・ミャンマー連邦などで発行された免許証の場合のみ必要）

日本自動車連盟大阪支部（JAF）

茨木市中穂積2-1-5（JR茨木駅下車徒歩約10分）

☎072-645-1300

URL <http://www.jaf.or.jp/inter/index.htm>

3. 日本での運転ルール

日本自動車連盟（JAF）が英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語の書籍「交通の教則」（Rules of the Road）を有料で発行しています。

4. 日本の運転免許の新規取得

日本で新しく運転免許をとるには、次の2つの方法があります。

- ・運転免許試験場で適正試験、学科試験及び技能試験を受験。合格後、取得時講習を受講します。
 - ・自動車運転の教習所等に通い、内部の技能試験に合格してから卒業後運転免許試験場で、適正試験及び学科試験を受験し合格します。
- ◎各運転免許の取得資格や手数料などについては、運転免許試験場（前ページ参照）に直接お問い合わせください。
- ◎教習所等の費用は、各教習所等に直接お問い合わせください。

8 困ったときは

何か困ったことがあるときは、一人で悩まずに相談してください。秘密は守られます。

大阪府外国人情報コーナー

(在留資格、労働、医療、生活などの相談)

相談時間 9:00～17:30 (月～金曜日 ※祝日除く)

住 所 大阪府中央区本町橋2-5 マイドームおおさか5階

電話番号 06-6941-2297

E-mail jouhou-c@ofix.or.jp

URL <http://www.ofix.or.jp/life/index.html>

1. 生活に困ったとき

生活に困っている人のために、以下のような制度があります。詳しくはお問い合わせください。

①生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある場合、生活保護の受給に至る前の段階で、就職や法律相談等の自立に向けた相談支援を行っています。

和泉市くらしサポートセンター ☎0725-99-8100

②生活保護制度

病気や障がいなどで働くことができない、または、働いても最低限度の生活費を得ることができない世帯に対し、国が最低限度の生活を保障するとともに、自立のための必要な援助を行う制度です。生活保護を受けるには、まずそれぞれが自分たちの持っている資産や能力及び扶養義務者からの援助などを先に活用していただく必要があります。

和泉市生活福祉課 ☎0725-99-8134

③生活福祉資金

病気やけが、賃金の未払いなどのため一時的に生活困窮に陥った時、生活の改善・自立のために資金の貸付をする制度があります。(貸付には審査があります)

外国人の方の場合、永住者・定住者が対象です。

社会福祉協議会 ☎0725-43-7513

2. 弁護士に相談したいとき (大阪弁護士会)

外国人 인권電話相談 英語、韓国・朝鮮語、中国語	第2・4金曜日 12:00～17:00	無料	☎06-6364-6251
総合法律相談 ※通訳料は無料	毎週金曜日 13:00～16:00 30分制(通訳付は60分)	5400円 ※資力が一定以下の場合 は無料	☎06-6364-1248

9 各種連絡先

■各種相談窓口

一人で悩まずに気軽に相談してください。（秘密厳守、特に記載がなければ相談は無料）

配偶者からの暴力（DV）に関する相談	
大阪府女性相談センター	
月～金 9：00～17：30 ※外国人専用（祝日・年末年始を除く） URL http://www.pref.osaka.lg.jp/joseisodan/shokai.html (対応言語：英、中、韓、朝、スぺ、ポル、タイ、フィリピン、ベトナム)	☎06-6949-6181
大阪府岸和田子ども家庭センター	
月～金 9：00～17：45（土日祝日・年末年始除く）	☎072-441-7794
和泉警察署 ※緊急の場合は 110 番	
24 時間対応	☎0725-46-1234
ストーカー被害相談	
ストーカー 110 番（大阪府警本部）24 時間対応	☎06-6937-2110
和泉警察署 24 時間対応	☎0725-46-1234
くらし・悩みごと相談	
(公財) 大阪国際交流センターインフォメーションセンター	
毎日 9：00～21：00（対応言語：英、中、韓・朝） URL http://www.ih-osaka.or.jp/	☎06-6773-6533
大阪府外国人情報コーナー（公財）大阪府国際交流財団	
月～金 9：00～17：30 (対応言語：英、中、韓、朝、スぺ、ポル、タイ、フィリピン、ベトナム) メール相談（対応言語：日本語・英語） Jouhou-c@ofix.or.jp URL http://www.ofix.or.jp/life/index.html	☎06-6941-2297 通訳を介して三者通話ができます。
和泉市くらしサポートセンター（市民相談・日本語のみ）	
法律・多重債務・登記・相続・契約について（予約制）	☎0725-99-8100
関西生命線	
月～土 10：00～19：00（対応言語：台湾語、北京語） URL http://www.geocities.jp/kansaiseimeisen/	☎06-6441-9595
出入国・在留資格	
外国人在留総合インフォメーションセンター大阪本局	
月～金 8：30～17：15（対応言語：英、韓、中、スぺ、ポル） URL http://www.immi.moj.go.jp/index.html	☎0570-013904 (PHS・IP・海外からは ☎03-5796-7112)

大阪入国管理局	
月～金 9:00～17:30 (受付は 16:00 まで)	
URL http://www/immi-moj.go.jp/ (対応言語: 英、韓、中、スぺ、ポル)	
就 職	
大阪外国人雇用サービスセンター	
月～金 13:00～18:00 (対応言語: 英、中、ポル) 火・木 13:00～18:00 (対応言語: スぺ)	☎06-7709-9465
URL http://osaka-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/	
ハローワーク堺	
月～金 13:00～17:00 URL (対応言語: (月・火)中、(第2・4水・金)スぺ、(木)ポル) http://osaka-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/sakai/madoguchi_goannai.html	☎072-222-5049 通訳が必要な場合は、事前に連絡してください
和泉市 就労支援相談 (日本語のみ)	
商工労働室 月～金 9:00～17:15	☎0725-99-8124
和泉シティプラザ南棟 2階 月 13:00～16:30	
ゆう・ゆうプラザ 火 13:00～16:30	
和泉市南部リージョンセンター 木 13:00～16:30	
和泉市北部リージョンセンター 金 13:00～16:30	
医 療	
NPO 法人 AMDA 国際医療情報センター 大阪オフィス	
月～金 9:00～17:00 (対応言語: 英、スぺ、中)	☎050-3598-7574
URL http://amda-amic.com/	
NPO 法人 AMDA 国際医療情報センター 東京	
毎日 9:00～20:00 (対応言語: 英、中、韓、スぺ、タイ) 月・水・金 9:00～17:00 (対応言語: ポル) 水 13:00～17:00 (フィリピン) / 木 13:00～17:00 (ハトナム)	☎03-5285-8088
NPO 法人チャーム (HIV 等性感染症に関する相談)	
火 16:00～20:00 (対応言語: 英、スぺ、ポル) 水 16:00～20:00 (対応言語: タイ) 木 16:00～20:00 (対応言語: フィリピン、英)	☎06-6354-5901
URL http://www.charmjapan.com/	
人 権	
大阪法務局人権擁護部 外国語人権相談ダイヤル	
平日 9:00～12:00 / 13:00～16:00 (対応言語: 英)	☎0570-090911
平日 9:00～12:00 / 13:00～16:00 (対応言語: 中)	☎0570-050110
大阪弁護士会 外国人の人権電話相談	
第2・4金 12:00～17:00 (対応言語: 英、中、韓・朝)	☎06-6364-6251

法 律	
(公財) 大阪国際交流センター インフォメーションセンター	
(月2回(第1・3水)) 対応言語:英、中、韓 奇数月第1・3水 13:00~16:00 偶数月第1水 13:00~16:00/第3水 17:00~20:00	予約制 ☎06-6772-1127
大阪弁護士会 総合法律相談	
毎週金曜日 13:00~16:00 30分制(通訳付は60分) 5400円※資力が一定以下の場合無料	☎06-6364-1248 ※相談は有料
韓国人法律救援センター	
月~土 9:00~18:00(対応言語:韓国・朝鮮語)	☎06-6731-3520
行政書士	
(公財) 大阪国際交流センター インフォメーションセンター	
第2水 13:00~16:00(対応言語:英、中、韓) 第4水 17:00~20:00(対応言語:英、中、韓)	予約制 ☎06-6772-1127
大阪府行政書士会(日本語のみ・予約不要)	
第1水 13:00~15:00 ※入管(VISA)、帰化について	☎06-6943-7501
労働	
厚生労働省 外国人労働者向け相談ダイヤル	
月~金 10:00~12:00/13:00~15:00(対応言語:英)	☎0570-001701
月~金 10:00~12:00/13:00~15:00(対応言語:中)	☎0570-001702
月~金 10:00~12:00/13:00~15:00(対応言語:ポル)	☎0570-001703
火・木・金 10:00~12:00/13:00~15:00(対応言語:ｽᴳ)	☎0570-001704
火・水 10:00~12:00/13:00~15:00 (対応言語:タガログ語)	☎0570-001705
大阪労働局 外国人労働者相談コーナー	
9:00~12:00/13:00~17:00 月・水(対応言語:英) / 水・木(対応言語:ポル) 水(対応言語:中)	☎06-6949-6490
マイグランド研究会 外国人労働者法律相談	
月~金 10:00~17:00 (対応言語:英、中、ポル、ｽᴳ、ベトナム、タガログ語) ※通訳を介して、弁護士に相談することができます。 ※電話受付は日本語ですが、氏名・電話番号・希望する言語を伝えると、通訳を通じて折り返して連絡があります。 URL http:// www.migrant-worker.org/annai.htm	☎06-4708-3631
和泉市 労働相談(日本語のみ・予約制)	
商工労働室 第2金 13:00~16:00	☎0725-99-8124
和泉シティプラザ南棟2階 第1日 13:00~16:00	

労働基準監督署	
大阪中央【管轄地域：中央区・東成区・城東区・天王寺区・浪速区 生野区・鶴見区】	☎06-6941-0451
天満【北区・都島区・旭区】	☎06-6358-0261
西野田【此花区・西淀川区・福島区】	☎06-6462-8101
東大阪【東大阪市・八尾市】	☎06-6723-3006
堺【堺市】	☎072-238-6361
北大阪【守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四条畷市・ 交野市】	☎072-845-1141
茨木【茨木市・高槻市・吹田市・摂津市・三島郡島本町】	☎072-623-2551
大阪南【住之江区・住吉区・西成区・阿倍野区・東住吉区・平野区】	☎06-6653-5050
大阪西【西区・港区・大正区】	☎06-6531-0801
淀川【東淀川区・淀川区・池田市・豊中市・箕面市・豊能郡】	☎06-6350-3991
岸和田【岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・泉南郡・阪南市】	☎072-431-3939
羽曳野【富田林市・河内長野市・松原市・柏原市・羽曳野市・藤井 寺市・大阪狭山市・南河内郡】	☎072-956-7161
泉大津【泉大津市・和泉市・高石市・泉北郡】	☎0725-32-3888
消費に関する相談	
和泉市消費生活センター（日本語のみ）	
月～金 9：00～17：15 ※クーリング・オフなど	☎0725-47-1331 または ☎188
子育てに関する相談	
和泉市 子育て育児電話相談（日本語のみ）月～金 9：00～17：00	
※育児全般での困りごと、子どもの発達について 子育て支援センターぶらんこ	☎0725-45-7010
クレアール子育て支援センター	☎0725-55-8355
地域子育て支援センターハッピーランド	☎0725-41-5333
認定こども園ひかり Greenwell 子育て支援センター	☎0725-56-2002
認定こども園横山きのみ保育園子育て支援センター	☎0725-90-2501
母子父子自立支援相談（日本語のみ）	
こども未来室 月～金 9：00～17：15 ※ひとり親家庭・寡婦の人を対象に求職支援などを行います	☎0725-99-8136
母子健康・育児相談（日本語のみ）	
保健センター 月～金 9：00～17：15	☎0725-47-1551
保健福祉センター 月～金 9：00～17：15	☎0725-57-6620
子育てなんでも相談センター（日本語のみ）	
こども未来室 月～金 9：00～17：15 ※乳幼児～18歳未満の子どもがいる家庭の、家庭内の問題について	☎0725-99-8135

■総領事館・領事館（関西）・大使館リスト

1. 関西にある総領事館と領事館

総領事館・領事館	住所	電話
Australia ざいおおさか おーす とらり あ そりょうじかん 在大阪オーストラリア総領事館	おおさかしちゅうおうくしるみ 大阪府中央区城見2-1-61 ついでん たわー かい ツイン21MIDタワー16階	06-6941-9271
China ざいおおさかちゅうかじんみんきょうわこくそりょうじかん 在大阪中華人民共和国総領事館	おおさかしにしきゅうほほんまち 大阪府西区 鞆本町3-9-2	06-6445-9481
France ざいきょうと ぶらんす そりょうじかん 在京都フランス総領事館	きょうとしききょうくよしだ いすみどのちょう 京都市左京区吉田 泉殿町 8	075-761-2165/2988
Germany ざいおおさか こうべ どい つれんほうきょうわこくそりょうじかん 在大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館	おおさかしきたくおおよどな 大阪府北区大淀中1-1-88-3501 うめだすかいびるひがしどう かい 梅田スカイビル東棟35階	06-6440-5070
India ざいおおさか いん ど そりょうじかん 在大阪インド総領事館	おおさかしちゅうおうくきゅうだうらうまち 大阪府中央区久太郎町1-9-26 せんば びる かい 船場I.S.ビル10階	06-6261-7299
Indonesia ざいおおさか いん ど ねし あきょうわこくそりょうじかん 在大阪インドネシア共和国総領事館	おおさかしきたくなかのしま 大阪府北区中之島6-2-40 なかのしま いん てんす びる かい 中之島インテンスビル22階	06-6449-9898
Italy ざいおおさか い た り あ そりょうじかん 在大阪イタリア総領事館	おおさかしきたくなかのしま 大阪府北区中之島2-3-18 なかのしま いん てんす びる かい 中之島フェスティバルタワー 17階	06-4706-5820
Korea ざいおおさかだいかんみんこくそりょうじかん 在大阪大韓民国総領事館	おおさかしちゅうおうくにしんさいばし 大阪府中央区西心斎橋2-3-4	06-6213-1401
Mongolia ざいおおさか もん こる こくそりょうじかん 在大阪モンゴル国総領事館	おおさかしちゅうおうくぼくろうちょう 大阪府中央区博労町3-5-1 みどうすじぐらん たわー かい 御堂筋グラントワー19階	06-6241-7761
Netherlands ざいおおさか こうべ おらんた おうこくそりょうじかん 在大阪・神戸オランダ王国総領事館	おおさかしちゅうおうくきたはま 大阪府中央区北浜1-1-14 きたはま ちょうめい いわ びる かい しつ 北浜1丁目平和ビル8階B室	06-6484-6000
Pakistan ざいおおさか ぱきすたん いすらむきょうわこく 在大阪パキスタン・イスラム共和国 りょうじかん 領事館	おおさかしすみのえくなんこうきた 大阪府住之江区南港北2-1-10 あじあ たいはいよう とれーどせんたー アジア 太平洋 トレードセンター ITM棟4階H1	06-6569-3106
Panama ざいこうべ はなまきょうわこくそりょうじかん 在神戸パナマ共和国総領事館	こうべしちゅうおうくきょうまち 神戸府中央区京町71 やまもと びる かい 山本ビル7階	078-392-3361/3362
Philippines ざいおおさか こうべ ふうり びん きょうわこくそりょうじかん 在大阪・神戸フィリピン共和国総領事館	おおさかしちゅうおうくしるみ 大阪府中央区城見2-1-61 ついでん たわー かい ツイン21MIDタワー24階	06-6910-7881
Russia ざいおおさか かる し あれんほうそりょうじかん 在大阪ロシア連邦総領事館	とよなかしにしみどりがおか 豊中市西緑ヶ丘1-2-2	06-6848-3451/3452
Thailand ざいおおさか た い おうこくそりょうじかん 在大阪タイ王国総領事館	おおさかしちゅうおうくきゅうだうらうまち 大阪府中央区久太郎町1-9-16 ばんこく きんこう びる かい バンコク銀行ビル4階	06-6262-9226/9227
United Kingdom ざいおおさかえいこくそりょうじかん いぎりす 在大阪英国総領事館（イギリス）	おおさかしちゅうおうくぼくろうちょう 大阪府中央区博労町3-5-1 みどうすじぐらん たわー かい 御堂筋グラントワー19階	06-6120-5600

U.S.A ざいおおさか こうべ あめりか がっしゅうこくそりょうじかん 在大阪・神戸アメリカ合衆国総領事館	おおさかしきたくにしてんま 大阪市北区西天満2-11-5	06-6315-5900
Vietnam ざいおおさか ベトナムしゃかいしゅぎきょうわこくそりょうじかん 在大阪ベトナム社会主義共和国総領事館	さかいしきかいちのちようひがし 堺市堺区市之町 東 4-2-15	072-221-6666

あるふあべつとじゆん
(アルファベット順)

2. 日本に所在する大使館と名誉領事館 (関西に総領事館がない場合)

あしあ アジア

	たいしかん 大使館	でんわばんごう 電話番号
Bangladesh	ばんぐらでしゅじんみんきょうわこくたいしかん バングラデシュ人民共和国大使館	03-3234-5801
Brunei	ぶるねい だるさらーむこくたいしかん ブルネイ・ダルサラーム国大使館	03-3447-7997
Cambodia	かんぼじあおうこくたいしかん カンボジア王国大使館	03-5412-8521
Lao	らおすじんみんしゅぎきょうわこくたいしかん ラオス人民民主共和国大使館	03-5411-2291/2292
Malaysia	まれーしあたいしかん マレーシア大使館	03-3476-3840
Maldives	もるでいぶきょうわこくたいしかん モルディブ共和国大使館	03-6234-4315
Myanmar	みゃんまーれんほうたいしかん ミャンマー連邦大使館	03-3441-9291/9294
Nepal	ねばーるれんほうじんしゅぎきょうわこくたいしかん ネパール連邦民主共和国大使館	03-3713-6241/6242
Sri Lanka	すりらんかみんしゅしゃかいしゅぎきょうわこくたいしかん スリランカ民主社会主義共和国大使館	03-3440-6911/6912
Singapore	しんがほーるきょうわこくたいしかん シンガポール共和国大使館	03-3586-9111/9112
Timor-Leste	ひがしていもーるみんしゅぎきょうわこくたいしかん 東ティモール民主共和国大使館	03-3238-0210/0215
	めいよそりょうじかん 名誉総領事館	でんわばんごう 電話番号
Bhutan	ざいおおさか ぶーたん ほうこくめいよそりょうじかん 在大阪ブータン王国名誉領事館	06-6227-4641

ほくべい 北米

	たいしかん 大使館	でんわばんごう 電話番号
Canada	かなだたいしかん カナダ大使館	03-5412-6200

ちゅうなんべい 中南米

	たいしかん 大使館	でんわばんごう 電話番号
Argentina	あるぜんちんきょうわこくたいしかん アルゼンチン共和国大使館	03-5420-7101/7105
Belize	べりーすたいしかん ベリーズ大使館	03-5365-3407 03-6300-9714 (領事部)
Bolivia	ほりびあたまんぞこくたいしかん ボリビア多民族国大使館	03-3499-5441/5442
Brazil	ぶらじるれんほうきょうわこくたいしかん ブラジル連邦共和国大使館	03-3404-5211
Chile	ちりきょうわこくたいしかん チリ共和国大使館	03-3452-7561/ 7562/7585
Colombia	ころんびあきょうわこくたいしかん コロンビア共和国大使館	03-3440-6451
Costa Rica	こすたりかきょうわこくたいしかん コスタリカ共和国大使館	03-3486-1812
Cuba	きゅーばきょうわこくたいしかん キューバ共和国大使館	03-5570-3182
Dominican Republic	どみにかきょうわこくたいしかん ドミニカ共和国大使館	03-3499-6020

だいいしかん 大使館		でんわばんごう 電話番号
Ecuador	えくあどるきょうわこくだいしかん エクアドル共和国大使館	03-3499-2800 03-3498-3984
El Salvador	えるさるばどるきょうわこくだいしかん エルサルバドル共和国大使館	03-3499-4461
Guatemala	くあてまらきょうわこくだいしかん グアテマラ共和国大使館	03-3400-1830
Haiti	はいちきょうわこくだいしかん ハイチ共和国大使館	03-3486-7096
Honduras	ほんじゅらすきょうわこくだいしかん ホンジュラス共和国大使館	03-3409-1150
Jamaica	じゃまいかだいしかん ジャマイカ大使館	03-3435-1861
Mexico	めきしこがっしゅうこくだいしかん メキシコ合衆国大使館	03-3581-1131/1135
Nicaragua	にからくあきょうわこくだいしかん ニカラグア共和国大使館	03-3499-0400/0404
Paraguay	ぱらくあいきょうわこくだいしかん パラグアイ共和国大使館	03-3265-5271
Peru	ぺるーきょうわこくだいしかん ペルー共和国大使館	03-3406-4243/4249
Uruguay	うるくあいつどうほうきょうわこくだいしかん ウルグアイ東方共和国大使館	03-3486-1888/1750
Venezuela	ベネズエラ ぼりばるきょうわこくだいしかん ベネズエラ・ポリバル共和国大使館	03-3409-1501/1504
めいよりょうしかん 名誉領事館		でんわばんごう 電話番号
Antigua and Barbuda	ざいとうきょうあんていぐあ ばーぶーだ 在東京アンティグア・バーブーダ めいよりょうしかん 名誉領事館	03-3779-1341

おうしゅう
欧州

だいいしかん 大使館		でんわばんごう 電話番号
Albania	あるばにあきょうわこくだいしかん アルバニア共和国大使館	03-3543-6861
Armenia	あるめにあきょうわこくだいしかん アルメニア共和国大使館	03-6277-7453
Austria	おーすとりのあきょうわこくだいしかん オーストリア共和国大使館	03-3451-8281/8282
Azerbaijan	あぜるばいじゅんきょうわこくだいしかん アゼルバイジャン共和国大使館	03-5486-4744
Belarus	べらるーしきょうわこくだいしかん ベラルーシ共和国大使館	03-3448-1623
Belgium	べるぎーおうこくだいしかん ベルギー王国大使館	03-3262-0191
Bosnia and Herzegovina	ぼすにあへるつえごひなだいしかん ボスニア・ヘルツェゴビナ大使館	03-5422-8231
Bulgaria	ぶるがりあきょうわこくだいしかん ブルガリア共和国大使館	03-3465-1021～1024 /1026/1028/1030
Croatia	くろあちあきょうわこくだいしかん クロアチア共和国大使館	03-5469-3014
Czech	ちえこきょうわこくだいしかん チェコ共和国大使館	03-3400-8122/8123/8125
Denmark	でんまーくおうこくだいしかん デンマーク王国大使館	03-3496-3001
Estonia	えすとにあきょうわこくだいしかん エストニア共和国大使館	03-5412-7281
Finland	ふいんらんどきょうわこくだいしかん フィンランド共和国大使館	03-5447-6000
Georgia	じょーシアだいしかん ジョージア大使館	03-5575-6091
Greece	ぎりしゃだいしかん ギリシャ大使館	03-3403-0871/0872
Hungary	はんがりーだいしかん ハンガリー大使館	03-5730-7120/7121

	だいしかん 大使館	でんわばんごう 電話番号
Iceland	あいすらんどきょうわこくだいしかん アイスランド共和国大使館	03-3447-1944
Ireland	あいらんどだいしかん アイルランド大使館	03-3263-0695
Kazakhstan	かざふすたんきょうわこくだいしかん カザフスタン共和国大使館	03-3589-1821/1826 りょうじぶ (領事部)
Kosovo	こそぼきょうわこくだいしかん コソボ共和国大使館	03-6809-2577
Kyrgyz	きるぎすきょうわこくだいしかん キルギス共和国大使館	03-3719-0828
Latvia	らとびあきょうわこくだいしかん ラトビア共和国大使館	03-3467-6888
Lithuania	りとあにあきょうわこくだいしかん リトアニア共和国大使館	03-3408-5091
Luxembourg	ルクセンブルク大公国大使館	03-3265-9621～9623
Macedonia (Former Yugoslav Republic of Macedonia)	まけとにあきゅうゆーごすらびあきょうわこくだいしかん マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大使館	03-6868-7110
Moldova	もろどばきょうわこくだいしかん モルドバ共和国大使館	03-5225-1622
Norway	のるうえーおうこくだいしかん ノルウェー王国大使館	03-6408-8100
Poland	ぽーらんどきょうわこくだいしかん ポーランド共和国大使館	03-5794-7020
Portugal	ほるとがるだいしかん ポルトガル大使館	03-5212-7322
Romania	るーまにあだいしかん ルーマニア大使館	03-3479-0311/0313
San Marino	さんまりのきょうわこくだいしかん サンマリノ共和国大使館	03-5414-7745
Serbia	せるびあきょうわこくだいしかん セルビア共和国大使館	03-3447-3571/3572
Slovak	すろばきあきょうわこくだいしかん スロバキア共和国大使館	03-3451-2200/1033
Slovenia	すろべにあきょうわこくだいしかん スロベニア共和国大使館	03-5468-6275
Spain	すべいんだいしかん スペイン大使館	03-3583-8531/8532
Sweden	すうえーでんおうこくだいしかん スウェーデン王国大使館	03-5562-5050
Switzerland	すいすだいしかん スイス大使館	03-5449-8400
Tajikistan	たじきすたんきょうわこくだいしかん タジキスタン共和国大使館	03-6721-7455
Turkmenistan	とるくめにすたんだいしかん トルクメニスタン大使館	03-5766-1150
Ukraine	うくらいなだいしかん ウクライナ大使館	03-5474-9770
Uzbekistan	うすべきすたんきょうわこくだいしかん ウズベキスタン共和国大使館	03-6277-2166/3442
Vatican City	るーまほうおうちやうだいしかん ばちか ローマ法王庁大使館 (バチカン)	03-3263-6851
European Union	おうしゅうれんごうだいひょうぶ 欧州連合代表部 (EU)	03-5422-6001
	めいよそりょうじかん 名誉総領事館	でんわばんごう 電話番号
Cyprus	ざいとろきょうきぶろすきょうわこくだいひょうぶ 在東京キプロス共和国名誉総領事館	03-3592-0611
Malta	ざいとろきょうまるときょうわこくだいひょうぶ 在東京マルタ共和国名誉総領事館	03-3460-2392
Monaco	ざいとろきょうもなここうこくだいひょうぶ 在東京モナコ公国名誉総領事館	03-3211-4994
Montenegro	ざいとろきょうもんでねくろめいひょうぶ 在東京モンテネグロ名誉総領事館	03-5510-5511

ちゆうとう
中東

	だいいしかん 大使館	でんわばんごう 電話番号
Afghanistan	あふがにすたん きょうわこくだいしかん アフガニスタン・イスラム共和国大使館	03-5574-7611
Bahrain	ばーれーん おうこくだいしかん バーレーン王国大使館	03-3584-8001
Iran	いらん いすらむ きょうわこくだいしかん イラン・イスラム共和国大使館	03-3446-8011/8015
Iraq	いらく きょうわこくだいしかん イラク共和国大使館	03-5790-5311
Israel	いすらえるこくだいしかん イスラエル国大使館	03-3264-0911
Jordan	よるだん はしえみっと おうこくだいしかん ヨルダン・ハシエミット王国大使館	03-5478-7177
Kuwait	くわえーとこくだいしかん クウェート国大使館	03-3455-0361
Lebanon	ればのん きょうわこくだいしかん レバノン共和国大使館	03-5114-9950
Oman	おまーんこくだいしかん オマーン国大使館	03-5468-1088
Qatar	かたーるこくだいしかん カタール国大使館	03-5475-0611~0613
Saudi Arabia	さうじあらび おうこくだいしかん サウジアラビア王国大使館	03-3589-5241
Syria	しりあ あらぶ きょうわこくだいしかん シリア・アラブ共和国大使館	03-3586-8977/8978
Turkey	とるこ きょうわこくだいしかん トルコ共和国大使館	03-6439-5700
United Arab Emirates	あらぶ しゅちやうこくれんほうだいしかん アラブ首長国連邦大使館	03-5489-0804
Yemen	いえめん きょうわこくだいしかん イエメン共和国大使館	03-3499-7151/7152

あふりか
アフリカ

	だいいしかん 大使館	でんわばんごう 電話番号
Algeria	あるじえりあみんしゅじんきょうわこくだいしかん アルジェリア民主人民共和国大使館	03-3711-2661
Angola	あんごら きょうわこくだいしかん アンゴラ共和国大使館	03-5430-7879
Benin	べなん きょうわこくだいしかん ベナン共和国大使館	03-6268-9360
Botswana	ぼつわな きょうわこくだいしかん ボツワナ共和国大使館	03-5440-5676
Burkina Faso	ぶるきなふあそだいいしかん ブルキナファソ大使館	03-3485-1930
Cameroon	かめるーん きょうわこくだいしかん カメルーン共和国大使館	03-5430-4985
Congo (the Republic of Congo)	こん こきょうわこくだいしかん コンゴ共和国大使館	03-6427-7858
Congo (the Democratic Republic of the Congo)	こん こみんしゅきょうわこくだいしかん コンゴ民主共和国大使館	03-5820-1580/1581
Cote d'Ivoire	こーとじぼわーる きょうわこくだいしかん コートジボワール共和国大使館	03-5454-1401~1403
Djibouti	じぶち きょうわこくだいしかん ジブチ共和国大使館	03-5704-0682
Egypt	えじぶと あらぶ きょうわこくだいしかん エジプト・アラブ共和国大使館	03-3770-8022/8023
Eritrea	えりとりあこくだいしかん エリトリア国大使館	03-5791-1815
Ethiopia	えちおび あれんほうみんしゅきょうわこくだいしかん エチオピア連邦民主共和国大使館	03-5420-6860/6861
Gabon	がぼん きょうわこくだいしかん ガボン共和国大使館	03-5430-9171

	だいいしかん 大使館	でんわばんごう 電話番号
Ghana	がーな きょうわこくだいしかん ガーナ共和国大使館	03-5410-8631/8633
Guinea	ぎに あきょうわこくだいしかん ギニア共和国大使館	03-3770-4640
Kenya	けに あきょうわこくだいしかん ケニア共和国大使館	03-3723-4006/4007
Lesotho	れそと おうこくだいしかん レソト王国大使館	03-3584-7455
Liberia	りべり あきょうわこくだいしかん リベリア共和国大使館	03-3441-7720
Libya	りびあ だいいしかん リビア大使館	03-3477-0701~0703
Madagascar	まだがすか きょうわこくだいしかん マダガスカル共和国大使館	03-3446-7252~7254
Malawi	まらうい きょうわこくだいしかん マラウイ共和国大使館	03-3449-3010
Mali	まり きょうわこくだいしかん マリ共和国大使館	03-5447-6881
Mauritania	もーりたにあ いすらむ きょうわこくだいしかん モーリタニア・イスラム共和国大使館	03-3449-3810
Morocco	もろっこ おうこくだいしかん モロッコ王国大使館	03-5485-7171
Mozambique	もざんびーく きょうわこくだいしかん モザンビーク共和国大使館	03-5419-3656/ 0973/0974
Namibia	なみび あきょうわこくだいしかん ナミビア共和国大使館	03-6426-5460
Nigeria	ないじえり あれんほうきょうわこくだいしかん ナイジェリア連邦共和国大使館	03-5425-8011
Rwanda	るわんだ きょうわこくだいしかん ルワンダ共和国大使館	03-5752-4255
Senegal	せねが きょうわこくだいしかん セネガル共和国大使館	03-3464-8451
South Africa	みなみあふりか きょうわこくだいしかん 南アフリカ共和国大使館	03-3265-3366/ 3369
Sudan	すーだん きょうわこくだいしかん スーダン共和国大使館	03-5729-6170/ 2200/2201
Tanzania	たんざにあれんごうきょうわこくだいしかん タンザニア連合共和国大使館	03-3425-4531
Togo	とーご きょうわこくだいしかん トーゴ共和国大使館	03-6421-1064
Tunisia	ちゅにじあ きょうわこくだいしかん チュニジア共和国大使館	03-3511-6622/6625
Uganda	うがんだ きょうわこくだいしかん ウガンダ共和国大使館	03-3462-7107
Zambia	ざんびあ きょうわこくだいしかん ザンビア共和国大使館	03-3491-0121/0122
Zimbabwe	じんばぶえ きょうわこくだいしかん ジンバブエ共和国大使館	03-3280-0331/0332
	めいよそりょうじかん 名誉総領事館	でんわばんごう 電話番号
Central African Republic	ざいとうきょうちゅうおうあふりか きょうわこくだいよそりょうじかん 在東京中央アフリカ共和国名誉総領事館	03-3702-8808/8332
Mauritius	ざいとうきょうもーりしゃす きょうわこくだいよそりょうじかん 在東京モーリシャス共和国名誉総領事館	03-3767-1130
Niger	ざいとうきょうにじえーる きょうわこくだいよそりょうじかん 在東京ニジェール共和国名誉総領事館	03-5405-3687
Seychelles	ざいとうきょうせーしえる きょうわこくだいよそりょうじかん 在東京セーシェル共和国名誉総領事館	03-5211-0511
Sierra Leone	ざいとうきょうしえらレオネ きょうわこくだいよそりょうじかん 在東京シエラレオネ共和国名誉総領事館	03-6895-8555

たいようしゅう
大洋州

	たいしかん 大使館	でんわばんごう 電話番号
Fiji	ふ い じ - きょうわこくたいしかん フィジー共和国大使館	03-3587-2038
Marshall Islands	ま - し ゃ る し ょ う き ょ う わ こ く たい し か ん マーシャル諸島共和国大使館	03-5379-1701
Micronesia	み く ろ ね し あ れ ん ぽ う たい し か ん ミクロネシア連邦大使館	03-3585-5456
New Zealand	に ゅ - じ - ら ん ど たい し か ん ニュージーランド大使館	03-3467-2271
Palau	ぱ ら お き ょ う わ こ く たい し か ん パラオ共和国大使館	03-3354-5500
Papua New Guinea	ぱ ぷ あ に ゅ - ぎ に あ たい し か ん パプアニューギニア大使館	03-3710-7001
Samoa	さ も あ ど くり つ こ く たい し か ん サモア独立国大使館	03-6228-3692
Tonga	と ん が お う こ く たい し か ん トンガ王国大使館	03-6441-2481
	めいよそうりょうじかん 名誉総領事館	でんわばんごう 電話番号
Kiribati	ざいせんだい きり ば す きょうわこくめいよりょうじかん 在仙台キリバス共和国名誉領事館	022-291-4401
Solomon Islands	ざいとうきょう そ ろ も ん し ょ う づ 島 名 誉 領 事 館 在東京ソロモン諸島名誉領事館	03-3562-7490
Tuvalu	ざいとうきょう つ ば る めいよそうりょうじかん 在東京ツバル名誉総領事館	03-6857-7253